

## G・F・ヴァベック論(5)

古田榮作

「在野人士中、同一自由の義を唱へ、同一革進の説を説を張るの徒に在ても、夫の戀舊好新の二元素、隱然として其力を逞くして、両家の人をして、各々別様の色態を呈せしむ。試に看よ、好新元素に富むの徒は、理論を貴び、腕力を賤み、産業を先にし、武備を後にし、道德法律の説を鑽研し、經濟の理を窮究し、平居文人學士を以て自ら任じて、武夫豪傑の流、叱咤慷慨の態は、其痛く擯斥する所なり。宜べなり此輩の景慕する所は、チエール、グラットストーンの徒なり。拿破崙、ビスマルクの輩に非ざるなり。若夫れ戀舊元素に富むの徒は然らず。彼れ其れ自由を認めて豪縦不羈の行と為し、平等を認めて、刈破滅の業と為し、悲壯慷慨して自ら喜び、法律學の佶屈なる、經濟學の縝密なるが如きは、其深く喜ばざる所なり。」<sup>註1</sup>（中江兆民『三醉人経綸問答』より）

これまでの4回に亙る考察で、ギドー・フリドリッヒ・ヴァーベックは、ヨーロッパで最初の鉄道が敷設された一八三〇年にモラヴィアン派の信仰の強い、オランダのユトレヒト郊外ゼイストの地に生を享け、リーゼンブルグの邑長を務める父カールと、著名な愛国家ケンラー・ヴィルヘルム・ケラマンの娘の母アンナの間の八人の子どもの中の六番目の子どもとして育てられた。ギドーは父親カールからは素材でつつましいという性格を、母親アンナからは詩と音楽への愛好を継承した。父親カールはルター派の信仰を抱いていたが、ゼイストの地にルター派の教会がなかったために、彼の兄弟たちは彼らの叔父が聖職者として奉職するアムステルダム、ルター派の教会へ教育と信仰のために送られたが、彼と弟と妹の3人はゼイストのモラヴィアン派の教会に通い、教会員にもなった。「コペル」の子どもとして就学以前

に英語を学び始め、更に裕福なオランダ人の常として、オランダ語、英語、仏語、独語を流暢かつ正確に使いこなすための教育を受けた。モラビアン派の聖職者が数多く奉職するゼイストの学校を優秀な成績で卒えた後、ユトレヒトの工業専門学校に進学しグロッテ教授の指導を受けた。工業専門学校卒業後、暫く故郷のゼイストの鑄造工場に勤務した。ギドーが所屬し、教育を受けたモラヴィアン派は極めて敬虔な宗派であり、神の命令に積極的に従おうとする傾きが強かった。聖職者教師が、忽然と教室を去り、国外布教に赴くことも異例ではなかった。聖職者教師のこうした行為が児童・生徒の神からの使命への服従と海外への雄飛の気概を啓培していた。鑄造工場に勤務したギドーもやがては新天地を求めて北米に移住し鉄道建設に従事し立身を夢みるようになっていった。

ギドーの姉セルマは結婚して渡米し、彼女の夫の聖職者ファン・デュールの示唆と勧めを受け、またゼイストに縁りのあるオットー・タンク師の後援をえて、ギドーは一八五二年に渡米した。ウィスコンシン州のタンク氏の経営する鑄造所に勤務したギドーはやがてタンク・タウンが永住の地にふさわしくないと考えるようになり、「アメリカ人化したオランダ人」としての自己改造をすすめる。「もっとアメリカを見るため」に姉のセルマ夫妻を訪ね、アーカンサス州ヘレナで土木技師の職を得た。この時期に彼は悲惨な奴隷の現実を見て、精神的な渴きに悩み、魂の糧を得るために二十マイルの道を厭わず、ヘンリー・ビーチャー氏やワヅワース博士の説教を聞くのを楽しみとするようになった。土木技師として、橋梁の設計・製図に繁忙の日々の中での、精神的な葛藤とその克服のための遠路をもともしない宗教的行動……これらは彼の身体を蝕んだ。彼は一八五四年六月にコレラに罹患したが、九死に一生を得た。この病が彼の人生の転換点となり、静養の月日を過ごした後、一八五五年の夏から聖職者としての教育を受け、一八五九年に神学校を卒業し、学校当局から神学校内の独逸系の人々のためにドイツ語で説教することを許可された。

一八五八年の日蘭条約締結後、長崎に滞在していたS・W・ウィリアムズ、E・W・サイルおよびH・CJ・ウッドの3人から米国基督教会、米国和蘭改革派教会および米国長老教会の三伝道団に対して日本への宣教師の派遣を要請する書簡が送付され、この要請を受けた米国和蘭改革教会の後身の米国改革派教会総会（海外布教のための月例礼拝集会）は一八五九年二月に「日本人民は古来オランダ人民と友情をもって接し、今やアメリカ人民に対してもよき関係をもとうとするように、オランダ人民とアメリカ人民を代表する、米国改革派教会は、すべての他の教会に先んじて、この三千万の魂の国に福音をもたらすべきである」と決議し、米国の国内事情により袂を分かつた南部改革

派教会の長老が日本に派遣される宣教師への支援に同意したので、米国改革派教会として三人の宣教師の日本派遣を決定した。派遣される三人の宣教師のうち一人が「アメリカ人化したオランダ人」であるべきとされて、ギドー・ヴァーベックに白羽の矢が当てられたのであった。米国改革派の日本に派遣した他の二人は、S・R・ブラウン師と宣教師のD・B・セメンズであった。ギドーは慌ただしく按手式を受け、マリア・マノヨンと結婚式を挙げたが、忙しさのために和蘭国籍の移転を明瞭にすることができず、米国籍を獲得できず、終生無国籍者で通さねばならないはめになった。こうして一八五九年五月七日に、ギドーらの日本派遣宣教師はニュー・ヨークを出帆し、希望峰を経て、同年八月二十五日には香港に、十月十七日には上海に到着した。香港での日和待の間にW・アシユモラ師をはじめ、スコットランド、イングランド、ドイツからの宣教師と会見し、上海では米国の三伝道団に日本への宣教師の派遣を要請したウィリアムズ、サイル、ウッドらと協議し、派遣宣教師の任地が決定され、ブラウンとセメンズは神奈川、ヴァーベックは長崎へ赴くことになった。

ヴァーベックは一八五九年十一月七日に長崎に到着した。上陸後、先ず米国領事館を訪ね、米国籍取得を希望するが、認められず、領事の配慮で米国帰化人として保護を受けることになった。米国領事館雇用の日本人下僕の案内で、先着の宣教師（J・リギンズとCh・M・ウィリアムズ）を広徳院を訪ね、自らの住居を広徳院山内の一塔頭の広徳庵に定めた。オランダ生まれの彼には、願い出れば「出島」で安全に生活することも可能であったが、「米国帰化人」として、また日本伝道の機会のあることを願って、敢えて市内に住居を求めたのであった。

拙稿「G・ヴァーベック論(1)」では、長崎滞在中の、「G・F・ヴァーベック論(2)」では維新政府の「お雇い外人」としての彼の姿を(A)教師として、(B)留学生の派遣について、(C)教師の招聘について、また「G・F・ヴァーベック論(3)」では(D)「岩倉使節団」とヴァーベック、更に「G・F・ヴァーベック論(4)」では(E)伝道者としての各項目について考察を行った。本稿では、政府との雇用関係を離れてからの一伝道者としての彼の行動を考察してみたい。

政府との契約が完了し、ヴァーベックは伝道に専念できるようになった。長年の政府への貢献は勲三等に叙せられ旭日章を下賜され、拝謁の上での勅語の下賜とう表現をとった。彼が政府との直接の関係を断つた一八七七(明治十)年十月、日本基督公会及び日本長老教会所屬の各教会の代表者、超教派的立場を支持する宣教師は、横浜の海岸教会に集まり、両教会の合同を決議し日本基督一致教会を結成した。この合同の結果基督公会のブラウン私塾及び長老教会の築地神学校も合併され、築地明石町に一致神学校が設立された。

日本基督一致教会の設立事情を山本秀焯は、「日本基督公会が信仰の標準とするものは唯それ聖書にして、添ふるに万国福音同盟の信仰九ヶ条を以てし、欧米の教会に見るが如き複雑なる神学説を以て教義の標準となすべからずとの確信は終始一貫して変ることなかりき。然るに外国宣教師等は合同教会の信条を選定するに当って大に困惑せり。思へらく協力ミッションの代表する所の本国の教会が信奉する教義の標準を日本に於て採用するは、欧米に於ける基督者の同情信任を博するの基にして、然らずんば、合同教会は却て本国教会の不信任を招く惧あり、宜しく適當の教義を選定して以て一致教会の信仰簡条とすべしと。」<sup>註4</sup>「要するに此の合同一致教会の成立は、宣教師主人となりて之れが一切の献立をなし、日本人は客人となりてその饗応にあづかりしが如く、その西洋式料理の教義や規則を丸呑にして消化し兼ねたる觀ある極めて不自然なものなりき。」<sup>註5</sup>と評し、植村は「此に一致教会なる純然たる外国宗派的教会を形造ることとはなりぬ。」<sup>註6</sup>と観た。この一致教会は、アメリカ長老派の色彩を濃厚にし、また客觀的には日本基督公会に比して著しく教派的となったが、その当初よりの指導者の主觀的意図はすくなくとも超教派主義の傾向強く、この方向への努力は、教派勢力の伸長と共に一層表面的となつて行つた。日本基督一致教会の成立に伴つて一致神学校が設立されたが、ヴァーベックは同校の設立と同時に講師に就任し、基督教弁証論、旧約釈義を講じた。翌一八七八(明治十一年)、『七一雑報』に「基督教と自由」を掲載するが、積年の激務のためか、健康を害し、休養のため家族と共に渡米し、カルフォルニアに滞在した。翌一八七九(明治十二年)九月帰日した。帰日するや、一致神学校の教壇に立ち、説教と弁証論を講じている。一八八〇(明治十三年)には

手紙が書けないなどと言うのは、あつかましいかもしれません。誰だって忙しいのですから。早い冬の仕事（神学校で教えることや、説教すること）の計画をたてることで、色々な余分の仕事にかまっておられません。しかし、実際、余分の仕事が多すぎて、時々だ、駱駝の背にのろうとしてもがいているように感じます。しかも、余分の仕事でも、たまっている仕事に比べて重要でないわけでもありません。例えば日記から転記してみますと、「五月一日、華族学校で二時から四時まで講義、午後七時三十分芝教会で説教―五月二日午前九時三十分、麴町教会（聖餐式）で説教、午後二時、下谷教会で説教―五月三日、ミス・ガンブルの学校から現在の家に引越す―五月四日、一八六九年と一八七〇年度卒業の旧開成所の学友及び官吏の前で演説（妻はこれに関する新聞の切抜きをお送りすることでしょう）―五月六日、午後二時、麴町教会新会堂の献堂式で説教―五月八日午後二時京橋教会で日本YMCAの発会式で演説」。その週間三日の日曜日には移転のため神学校の講義を休講しました。九日の日曜日には三回の説教のため準備をしましたが、ひどい風邪で喉が痛んだので、その日は安静にしておらなければなりません<sup>註7</sup>でした。（一八八〇年五月十二日付書簡 宛名は「親愛なる兄弟」）

宣教師としての本来の業務に勤しむ姿と共に、顕職についた事に起因する交遊関係の広さに伴う雑務が彼を待ち受けているのであった。更に、同年の年末には

この郵便でミッションの年会の議事録をお届けいたします。この議事録の中には、わたしが米國聖書協会の旧約聖書翻訳の担当者として全俸給をうけとることの決議が記載されております。

この教会は数年前、アメリカン・ボードのグリーン博士に対しても、わたしと同様な取り極めをしました。わたしは、自分の場合にも、また喜んで、そうする積りでおります。それが実現することを大いに望んでおります。当地の協会の代理者の意向によるのが大であり、本国ではギユリック博士の忠告によるのですが、ギユリック氏が最近気持ちを变えていなければ、彼の忠告は、この提案にとって有利なように思われます。少なくとも、これに反対の意見は全く考えられません。あなたやミッション本部の方々が、当地のミッションの投票によって十分に認められた案に反対なさらないと思います。わたしにとって極めて重要な、この問題があまり遅れないように考慮していただきたいのです。<sup>註8</sup>（一八八〇年十二月二十二日付 神学博士J・M・フェリス博士宛書簡）

交遊関係の広さ、他人に対する「親分気質」ともいえるような面倒見の良さ、温和な性格、更にまた顕職にあった頃の裕福な生活を切り

詰めることの困難さ等々が彼に収入増を必要とさせていた。学習院や一致神学校の講師の収入だけでは心もとなかったのである。旧約聖書の翻訳担当者として俸給を得ることへのこの喜びはヴァベックの人となりの一面を窺わせるものである。

この便で米国聖書協会の主事ギルマン博士に宛てた相当重要な手紙を送ります。これに対して、わたしは大変憂慮しており、また疑惑を抱いております。ヘボン博士のヨーロッパ出発直前の三月二十五日に開かれた常置委員会において、二人の委員とわたしは、とくに米国聖書協会側ですが、日本訳新約聖書に関する対立する主張を調査する特別委員に任命されました。わたしたち三人の委員の構成は奇妙なものです。同僚の一人は懸案中の問題につき極端に狭い考えをもっており、他の一人は全くそれと反対の見解を固執し、そしてわたしは、言わばその中間に立っています。従って満足すべき解決、あるいは困難な論議を、その了解を得ることは容易ではありませんでした。常任委員会全体としては確かにこの点の了解に達することは、そんなに当惑することではありませんでした。何故ならば、前述の会合では、それに関して大体、意見の一致を見たように思われます。上述の主張に関する在日英国宣教師たちの声明書がわたしたちの手許に届き、わたしたちすべて（すなわち、われわれ三人）は米国聖書協会の主事がその声明書一通を送付する方がよいということに同意しました。その理由は、それを見れば彼等が認識しない、あるいは認識しそくに思われぬ重要な歴史的経過を認識し、手許にある問題の解決に大きな光を投ずることになるかもしれない。むしろ、わたしたちの尊敬する米国聖書協会にして、わたしたちからとして述べたくないような「声明書」の調子が、かなりありますが、その「声明書」を送付したことは、全体として見て、それに必要なことをつけ加えることができなくとも、人事や地方的事実に関する限り、同一あるいは非常に類似した根拠をわざわざ調べなくて済むからそうしたわけです。……問題の手紙に関するわたしの心配は、論議されている、その重要問題に国民感情を与えはしないかという恐れです。もしそうなると大いなる不幸でもあり、誤解でもありませんから、問題は決して国家的なものではありません。論点は全然、米国聖書協会と英国聖書協会との間にあるのではなくて、米国聖書協会と日本の全プロテスタント宣教師を代表する団体である常置委員会との関係であります。そしてその団体の大多数は、国籍に関する限りでは、善良なる米国人です。もし米国人対英国人、あるいは、その逆という問題ならば、この単純な事実が、その解決なのです。しかし、一代表団体としての常置委員会は、そのような面から見えておりません。常置委員会は日本における福音的なミッションの年会において制定され、その会議の決議によって拘束されているのです。常置委員会は単にその指示で

あるこれらの決議を遵守し、実行することのみを願うのです。米国聖書協会が英国あるいは、その他の聖書協会に何等かの妥協または譲歩するのは、常置委員会の希望し、願うことではありません。わが小委員会としては、常置委員会の立場から、ギルマン博士に謙虚に、友誼的に、述べているのです。……日本のように、小さく、人口のつまった国における福音的な宣教師たちの間に調和が欠如したり、一つの神の言を二通り、あるいはそれ以上に翻訳することなどは、広大な中国での宣教問題の場合とは、全然相違しています。わたしはギルマン博士に、常置委員会の人々に直接会うために来日されるか、あるいは誰か代理を派遣されるかする程、聖書の部分訳に対する絶対的に重要な問題を見ていただけたらと思います。そうすることが、わたしたち宣教師にとって最も満足の行く途であり、この問題を最も満足に、迅速に解決に導くことでもありません。この点における今後のあらゆる誤解と長期間の通信などすべて起こらないように、わが委員会がギルマン博士に対し問題の真の立場について、十分かつ明瞭な説明書を送ることに、わたしが賛成したのは、全く議論を短くしようとの意図をもっていただけからです。その「声明書」に関しては、誓って言えることは、常置委員から発行されたものでもなく、また同委員会の英国人側からでもなく、いわんや、われわれ委員三人から発行されたものでもありません。それは全く外部からで、多分情報提供のために英国聖書協会に宛てて送られる目的のためです。単に国家的見地から考える人々の目には——全く誤っているとわたしは考えるのですが——日本における自由な聖書に賛成しているわたしたちが国家に対する忠誠心に欠けているとみられるのは、この根柢の不幸な特徴です。しかしわれわれの敬慕するヘボン氏ほど福音のために忠誠なアメリカ人を当地で見ることができません。しかしヘボン博士ほどでないにしても、当地の大多数の宣教師も、ヘボン氏と同様に、私的な、さらに全く国家的性質の要求に拘束されない聖書の翻訳に全く賛成しているのです。それで真の忠誠に関する限りわたしはヘボン博士と同一の立場にたちます。勿論もし一八七八年の大会が招集され、その時、出版された決議を通過させる権利を有していなかったとしたら、常置委員会の憲法は空文であって、存在の意義がありませんし、むしろ解散するにしくはありません。そういうことなら、わたしはさらに言うべき言葉を知りません。しかし、この場合もまた公表された決議は、それに関係のある誰によってもときに応じ公然と論議されるべきでし、そして、それら疑問の部分がほとんど三年の間、公然たる活動によって完成され、確定されたような方法で裁決することは許されるべきではありませんでした。

ところで、旧約聖書の翻訳が常置委員会の後援の下に漸時喜ばしく進展していることは大いに感謝すべき事実です。すなわち、ヨシユ

ア記と小預言書の一部分は出版され、詩篇と二、三の他の書はおそらく、本年中に世に出ることでしょう。グリーン、ヘボン両博士の暫く不在はこの仕事にとって遺憾の至りです。<sup>註9</sup>（一八八一年五月三日付 J・M・フェリス宛 書簡）

前便よりも前に、わたしは常置委員の一人として、日本語訳の新約聖書の所有権の要求に関し、米国聖書協会にさらにまた、同じ問題に関しあなた宛に、関係の書簡ならびに文書類をお送りいたしました。……大阪と神戸に宣教師が大勢おり、また米国聖書協会にかなり勢力を有するアメリカン・ボードの同労者たちの感情について、とくに多少の誤解を抱いていたのです。D・C・グリーン博士は、目下合衆国におられ、その間同博士の地位に任命さるべき代理者がなかったため、アメリカン・ボードの同労者たちは目下懸案中の問題をどう考えておられるか確かめる方法がなかったのです。それ故わたしが信州から帰って、ゴルドン氏の紙と五月十三日の神戸での宣教師会議の決議文を見た時に、初めてホツとしたことを確かに申し上げたい次第です。<sup>註10</sup>（一八八一年六月九日付 神学博士J・M・フェリス 師宛書簡）

引用が長くなったが、これらの書簡では、日本での聖書の翻訳事業が進展してゆく中で発生た問題を解決すべき立場に立たされている彼の姿が浮き上がってくる。日本語訳聖書の所有権問題に関しては、一八八一年十一月十日付の（米国）聖書協会理事代理のエドワード・W・ギルマンのG・F・フルベッキ、J・ハーツラーおよびヒュー・ワデルの三者（＝日本訳新約聖書に関する対立する主張を調査する特別委員の三人）宛の書簡が解答を与えた。

翻訳委員会と理事会とが、潤沢な資金の援助を受けた邦語訳原本の保護に対する、責任を解除することは、米国聖書協会にとっては、不適當と思われます。しかし一方においては、こんな立派な訳本を、もっと広く頒布することを認め、他方では競争版および不正な変更を防ぐ必要を認めた上で、在日聖書協会代理者に日本語訳新訳聖書あるいは、その分冊についても、その刊行に対しては、ミッシェン・本部の同意をえるという権限を付与しています。

米国聖書協会の承認及び許可なしには、訳本の如何なる変更あるいは追加をもしてはならず、また印刷に着手する以前に各別版の大きさ及び範囲に関して、十分な詳細事項が提出されなければならないという条件は、その再版許可を要求する何人に対しても適用されます。<sup>註11</sup>

（聖書協会理事代理 エドワード・W・ギルマンからのG・F・フルベッキ J・ハーツラー ヒュー・ワデル三名宛書簡）



神の福音を可能な限り多数の日本人に伝えたいと願いつつ、翻訳者の生活資金を負担し、更に出版の為の一切の費用を負担した米國聖書協会の下した結論は上記のように著作権は保有するものの、許可を受ければ再版を認めるといふ各國聖書協会（とりわけ英國聖書協会と米國聖書協会との間の）慣行に従うものであった。この慣行の日本への適用は、日本への著作権の導入ともいえるものであるが、それが権利として確立されるまでにはなお年月を要した。新約聖書の日本語訳に関わる、著作権の導入、更には聖書の日本語訳の乱立の問題が書簡の中で提示されているが、翻訳委員会の中での決着は、次のようになった。

ギルマン博士の書簡の写しは、常置委員会の各員に送付され、重要問題を熟議するに十分な時間を代表者に与え、それぞれのミッションと十分協議をするために同委員会の会合が一月十三日に召集されました。このようにして、その集会は一月十三、十四日に開かれました。その集会における常置委員会の動議の写しはミラー氏があなたに送付することになるでしょう。その集会は（十五ミッションの代表のうち）十一名の過半数によって進められました。

反対の少数派の四名の中にはアメリカン・ボード（D・C・グリーン博士）、ジャーマン・リフォームド・ミッション（D・C・グリーン博士）、北米福音協会（J・ハーラー師）及びわたしたちのミッション（ミッションの指示に従ってわたし自身）の代表者たちがいました。十一名の多数派はアメリカ人五人、英国人五人及びカナダ人一人でした。五人のアメリカ人は長老、バプテスト派、カンバーランド長老派、メソジスト・エピスコパル及びエピスコパル・ミッションでした。

長老派は会議の初めから終りまで指導権を握っておりました。それは新約聖書の翻訳におけるヘボン博士の大きな貢献と、次の如き表面的な事実に基づくものです。すなわち、米本國のミッション当局者が神の言（ことば）に関しては個人としての「所有権または財産」にずっと反対でした。そしてこれらのミッション当局者は聖書翻訳の事業とその成果をばすべて、一八七八年の宣教師会議の意向に従って、在日プロテスタント宣教師全体の財産とすべきであるとしました。……

一八七八年以來この問題の最大の失敗は、一人の処理に任せていたことです。それは数年間に互って当地の聖書協会の代理者だったギユリック博士その人です。この人は善人ではありますが、わたしはそう言うのを避けたいのです。しか、新約聖書翻訳（後の方の部分すべて、そして完成された時には全体としての聖書）が翻訳委員から提出され、協会の代理者によって印刷されるために引渡す前に一八七八

年の年会（宣教師会議）の「推薦書」と「意見書」とに従って、こまかな点についてまで、その公認をうるよう、常置委員会の手を通じて正式に提出し、ギユリック博士は聖書協会の立場を守って論議すべきでありました。それを行うことをせず、あらゆることについて、最も十分に、且つ最も明瞭に熟知していたにもかかわらず、彼は黙認してしまつたのです。

米国聖書協会としても、すべてこの在日プロテスタント宣教師たちに、完全に承認されていないような聖書の分冊の出版を望んでおりませんでした。そして協会の代理がいつか個人的な会話の中で、わたしに述べたと思うのですが、新約聖書の訳文が準備されて、新約聖書が完成されたときには、印刷に先だつて常置委員会の手を通すという単純な行為が、その訳文に関して、すべて在日プロテスタント宣教師の同意と承認を確保出来る最良の手続きであつて、そうすれば、その訳文に対しての聖書協会の（多少排他的な）要求に妥協しないですんだのです。ところでここにその要点、すなわち、その重点があるのです。何故ならば長老派の直接の要求は別の一つの要点をなしているからです。翻訳文を常置委員会を通して提出し、時々指示を受け且つ行われてきた方法に従つて、それを常置委員会に附託するならば、米国聖書協会によって要求され指摘された諸点をしめすために、当地のこれに關係のある当事者たちの大部分によって、理解されるであろうし、また理解されたのでした。聖書協会の代表者および当地の代表者が一八七八年の宣教師会議で決定した単なる勧告的決議を過去三年会完全に適用実施されたことに同意した時に、次のことが当然、決定されたわけです。すなわち、すべてのことは外国關係当事者は勿論のこと、当地の關係当事者の全員とはいえないまでも、大多数から十分に賛意を得て、取り極められたのです。

その会合は極めて平静でありました。何れの側にも、何らの示威運動的なものが起こらなかったのです。その会合におけるわたしの立場は非常に単純なものでした。議長としてのわたしは、その議論には当然加わりませんでした。その上、わたしは書面でミッションから明確な指令を受けておりました。わたしは、これらの指令を提出して委員会のファイルにとじておきました。それから、わたしは四人の反対少数派に賛成であると記録させました。

わたしは、また本国のわがミッション本部が聖書協会に忠実で、常に同協会を支持していると、再三述べました。更にその会議において発言もまた態度においても同意または反対の気持を表示しませんでした。しかし、この問題を論じたわたしの前からの手紙によって、わたしは米国聖書協会のこの特別の要求に対してその範囲と趣旨において賛成しない事をよくご在知の筈です。ですから到達したその結

果を遺憾であると、もしわたしが今言ったならば、わたしが不誠実となるわけです。

その全会議を通じて、委員会における米国聖書協会の三人の人物の男らしい断乎たる態度を見て、実に素晴らしいと、わたしは告白せねばなりません。否むしろ喜んで、そう申し上げたいのです。

グリーン博士、グリリング氏、及びハーツラー氏のことを指していつているのです。米国聖書協会が新設の諮問委員会にその二人の代表を任命すべきであるとするのは、これらの価値ある兄弟たちの間から起ったことです。

今出てきている問題の内面的な長所は全く別にして、何故にわたしが今回の会議の結果を喜んで受け入れたかという最大の理由の一つは、日本国内において聖書に関する論議と不調和（実際には全然ないのですが）があるとしても、遠く離れている聖書協会と一致して働いている在日宣教師との間の意見の相違ならば別に大して害になりませんが、もし、愛と平和の福音を伝えるべき宣教師たちが異教徒の眼前で相争うようなことがあればそれこそ最も有害なものになるでしょう。

会議の終幕近くになって、二つの米国聖書協会から送られてきた一通の書簡が紹介されました。この内容は次の通りでした。「もし米国聖書協会からの申し出があれば、上記二つの聖書協会は、一八七八年の決議となった常設委員会の憲法を侵害することなく、また常設委員会の見識と希望とを正すことをせず、米国聖書協会と平等に、責任を負い、貴下を旧約聖書翻訳委員として、その生活費を支出する意向であるとのことでした。

この提案は委員会によって受理承認されて、グリーン、ヘボン両博士とファイソン氏とが、わたし自身と同様に聖書協会に推薦されました。これらすべてにわたしは満足しています。米国聖書協会は勿論このことについて報告を受けることでしょう。<sup>註12</sup>（一八八二年一月十九日 J・M・フェリス博士宛書簡）

この長文の書簡でヴァーベックは、ミッション代表者会議が彼自身と米国聖書協会の意向とは反対の決定をしたことをのべ、その原因として聖書協会の代理人の処置のまずさにもとめている。しかし自分たちの意向とは異なる決定がなされたにもかかわらず、潔くこの決定に服し、福音伝道のための一致協力の態度を取り、進んで協力していく彼の姿は、この重要な会議の議長に選任されるにふさわしいものであり、組織人としての姿をしめすものである。末尾に二つの英国の聖書協会が金銭的支援を負い、日本での福音伝道に対して、米国聖書協会

と同一歩調をとらんとする動きにこの会議の一つの成果を示すものと言えよう。

ここで聖書の日本語訳の歩みを一瞥しておきたい。

ザヴィエルによる福音の伝道に伴い、聖書が日本に持ち込まれ、ヤジロウによる「サン・マテウスのエワンゼリヨ」「鹿児島のカテキズモ」の出版ばかりでなく、イルマン・フェルナンデス (Juan Fernandez, SJ 1525-1568) により「使徒信経(ケレド)」、主禱文、アベマリア、十誡更に「四福音書」の日本語での出版がなされている。イエズス会の宣教師たちによる聖書の日本語訳の伝承は政権による厳しい弾圧のもとにわずかに「どちなきりしたん」により、「隠れキリシタン」の手で章句のみの断片として行われた。

十八世紀後半、鎖国日本をめぐる国際情勢がようやく複雑化してくるとともに、海外事情への関心が高まってきた。また他方、医学を中核に発展を遂げてきた蘭学も大槻玄沢、桂川甫周などの大家を輩出するようになり、その対象領域も大幅に拡大され、地理学、歴史学に及ぶに至った。西洋地理学の研究に精励し、白石の『采覧異言』を内外諸文献を渉獵して増補した『訂正増訳采覧異言』(全十三卷)を一八〇一年に完成し(出版は一八四八年)、一八〇一年に『西洋雜記』(全四卷)を著した山村昌永は、『西洋雜記』の中で「世界開闢の説」、「洪水并聖人諾厄(ノア)の説」、「罷鼻爾(バベル)の高台の説」などの旧約物語を述べている。「蛮社の獄」で逮捕された小関三英、渡邊華山、高野長英らの尚齒会会員も旧約聖書を読んでいた形跡があり、華山伝には

先生常に思惟す。耶蘇は海外普及の宗教、必ず邪宗にあらずと。深くこれを之を疑ふ。然れども当時嚴禁にして其端を窺ふに由なし。

適ま吉利支略伝の小冊子を獲て竊かに小関三英に就て之を読ましめ、且つ自ら訳記す。一篇訳読終はらんとする時に、三英忽ち先生の拘囚に逢ふ。報を聞き大に驚懼し且つ疑ふ。夫の人にして何の辜かある。是必ず近日先生と訳読する所の書耶蘇の国禁を犯すに由る所ならん。華山子何の罪あらん。吾自首して先生の禍を免れしめんと。己に公庭に赴かんと熟思するに、吾国禁を犯し主家を累はし、寧磔殺の辱を受けるよりは自裁するに若かずと。即夜刃に伏す<sup>註13</sup>。

とあるが、華山は蘭語が不得手であったし、三英の自刃を考えれば実質上の『吉利支略伝』の訳者は三英であり、多数の新約聖書の聖句が訳されたに違ひなからう。日本人の上層の一部とはいうものの海外事情、更にキリスト教への関心が高まりつつある中で、日本布教の志しを鮮明にしたプロテスタント各派は聖者の日本語訳を急速に進めていた。別表1は海外での聖書の日本語訳の出版の流れの一部であるが、

漂流者の手を借り、漢訳聖書を繕きながら、神の福音を日本人に理解されるように伝えようと準備していたことが明白に物語られている。

一方、国学者の平田篤胤が G. Aleti, SJ (艾儒略) の『三山論学紀』を剽窃したり、佐賀藩和学寮の教授南里有鄰が William Martin, PN (丁建良) の『天道湖原』に基づき『神理十要』(一八五九年)を著しているように厳禁下で秘かにキリスト教図書が知識人の間で読まれているし、日本語訳聖書の成立に不可欠な漢訳聖書の代表的なものは別表2のようになる。

開国に伴い、開港地に在留する西洋人のために居留が認められた宣教師たちは、西洋の文明の紹介、語学の教授、医療活動を精力的等展開しながら、公然と布教活動のできる日に備えて、彼らの日本語の教師たちを頼りにしながら、日本語訳聖書を次々に作っていった。一八七二年五月の第一回宣教師会議が新約聖書の共同翻訳、讚美歌編集等の事業を決議したが、それまでに刊行された日本語訳聖書は別表3のようになる。平易な文章で神の福音を伝えようとする意図がかな書きの形態をとらせている。これらの翻訳者の初来日年はムニクウが一八五六年、ウィリアムズとヘボンとブラウンが一八五九年、プチジャンとゴープルが一八六〇年であり、一八五〇年代後半から一八六〇年に日本を訪れ短期間に日本語を習得し、聖書の日本語訳の完成に至っている。他方、聖書の翻訳者ではないが、福音伝道の視点から注目にする事を成し遂げた男がいた。ジョセフ・ヒコ(浜田彦造)である。一八六三年に『海外新聞』に『創世記』に依拠して「開闢のあらまし」を掲載した彼は、一八五〇年に船頭として江戸へ航行中、遠州灘で遭難し、米国船に救助され、サンフランシスコに至り、さらにマカオに送られたが、帰国の望みが実現しそうになく、再度渡米し、税関長サンダースの保護を受け、ボルティモアのカソリックの学校とサンフランシスコのミッション・スクールで学んだ。一八五四年十月にカソリックの洗礼を受けている。一八五八年六月米国海軍測量船船長付書記として備われ、米国に帰化した。一八五九年六月神奈川に入港・上陸した、米国領事館付の通訳として幕末の日米外交に尽力している。一八六一年には帰米し、翌年リンカーン大統領に会見後、十月に再度横浜に帰来し、一八六三年に領事館勤務を辞任し、貿易商社を開業し、一八六四年六月には、岸田吟香らとともに『海外新聞』を発刊した。ヒコは日本最初の、米国への帰化人であり、カトリック再布教に先立つ最初の公的日本人授洗者であり、日本最初の新聞『海外新聞』の発刊者である。ジョセフ・ヒコも含めて、聖書の翻訳者・紹介者は極めて短期間に日本語(ヒコの場合は英語)に習熟し、信仰への情熱に支えられて、神の福音を日本語に翻訳して伝えたといえよう。

一八七二年九月二十日、日本在留の諸ミッション合同の「第一回宣教師会議」が、横浜のヘボン会堂で開催された。代表を送ったミッシ

ヨンは、アメリカ長老教会、アメリカ改革教会およびアメリカ組合教会の三つにすぎなかったが、この会議で公会主義の確認と、新約聖書の共同翻訳および讚美歌編集の二つの事業計画が決定された。この会議の模様を太政官諜者関信太郎報告に見てみよう。

近来搜索之事情奉申上候

一 西教密伝之件ニ付、当港ニ於テ過日已来教師輩種々運籌シ居候処、近来各港在留之耶穌教師等港内ニ輻輳シ、去ル十八日夜から亜国三十九番へボン会堂ニ於テ日夜集議之次第左之通ニ御座候。

一 各日出会之教師 ブロロン バラ タムソン ウアルフ ミーラ ヘボン サイル 已上当港在留 デベス ギウレキ 已上大阪在留 グリーン ベーリー 已上神戸在留 スタート 長崎在留 此外上海在留之教師名ヲ合シ忽計十四名之内ブロロン尤モ老齡ニシテ議長之席ニ座シ ギウレキ ミール或ハスタート之輩二名宛交々左右ニ列座シ主記致シ候。

一 發議前ニ天主ヲ讚スル詩篇ヲ歌ヒ次ニ祈禱文ヲ唱候而ノ後主記之禿人高声ニ論目ヲ發シ漸ク衆議ニ相運候 尤モ衆議中各人之説混雜ニ不至様主記一々聞書キ致シ置キ最も終リニ議長ナル者多分衆説ニ随テ決議シ再ヒ祈禱文ヲ唱候 其論目遂ニ議定ニ相成候事ニ御座候。

一 大略議定之論目左之通ニ御座候。

一 約書和蘭之人撰 右ハ波羅暗宗(プロテスタン)分派之内、プレスビテリアンス派ニ在テハブロロン、ヘボン、エピシコパリアンヌ派ニ在テハエンソール、ウイルリアム、インデヘンデント派ニ在テハグリーン、已上五名撰拳ニ相成候事ニ御座候。

一 法教密伝之方法 右者病院ヲ起立シテ竊ニ人望ヲ奪ヒ生徒ヲ教育シテ遂ニバイブル(バイブル)お読マシムル之二策ニ相決シ候。

一 横浜教会 所属 右者地理人情ニ合シ新日本教会之一規則ヲ施設シ外国何所之教会ニモ繫属不致方便宜之条相決シ候。

一 十八日夜内議云々之件何ヨツマから洩候レ哉 翌十九日外国人某之新聞紙中ニ バラ之議論ヲ非評シ公然布告致シ候ニ付 同人頗ル赧面且ツ奪怒候条ニ御座候 其後タムソン サイル之二人ヲ頼ミ右新聞紙屋江及応接近日右通報之新聞再ヒ摺出シ候義ニ相決シ候由ニ御座候。

一 去ル廿日一般之日曜日ニ御座候得共此度諸港之教師輻輳ニ付東京辺教会之生徒迄不残来港 同日非常ニ晚餐ヲ相守候事ニ御座候。

右者教師内議等之事情搜索之儘不取敢奉報告候 誠惶頓首再拜

八月廿二日

横浜ニテ

關 信太郎

印<sup>註14</sup>

また、別の諜者は次のような報告をしている。

此度横浜ニ於テ東京大阪神戸長崎の耶蘇教師 會議致シ候ニ付八月廿日 安息日教会一同來集致スヘシト 長老小川廉之助ヨリ態ト申來候ニ付 乃チ下港仕候処 大阪ヨリ ギウレキ 神戸ヨリ グリン デーベス ベレー(医者) 長崎ヨリスタアード 横浜ニテブラオン バラン タムソン ウォルフルーメス サイレス ヘボン(レスピテレヤン宗ノ長老也) 東京カルロデス(鉄炮洲ニ寺アルユヘ安息日ニハ他出スル事能ハス) 支那教師一名(不知名) 其他外国人男女教員御国内教会ノ徒ト共ニ晚餐ヲ守ル盛ナル勢ナリ

廿一日午後第二時半ヨリ會議ヲ始ム 初ニ歌ヲ唱ヘ 次ニハイフルヲ讀祈禱ヲシ神ニ約テ而後 事ヲ議ス ……議長ブラオン 執筆ギウレキ ナリ

第一条 新聞ノ事 コレハ十八日教師共會議ノ節或一人の外国人 窓ヲ隔テヒソカニ議論ヲ聞テ此会唯タ バランノ惡事ヲ議スル事ノヤウニ聞取 其由ヲ認メ廿九日ノ横浜外国新聞ニ出セシ由 之全ク傍聞ノ誤ニテ更ニ左様ノ事ナキ由 依テ新聞局ヲ糺シ間違ナル事ヲ明ニセン事ヲ議ス 此事ハ新聞局ヨリ誤リ出テ速ニ断リノ新聞ヲ出セシ由也

第二条 バイブル翻訳ノ事 御国内在留ノ教師中ニテ一宗ニ一人ツ、 翻訳者ヲ人撰スル事ヲ議ス 「ヘレスピテレヤン」(宗名)ニテハ ヘボン 「リーホンス」ニテハ ブラオン 「カンクリゲシナン」ニテハ グリン 「イツヒストファーブ」ニテハウリヤムス エンソール 兩人ノ中定メ度由ナレドモ 何レモ出席ナキユヘ 定メ難キ由 此宗 サイレス ト云教師アレドモミシヨ子ールニ非ルユヘ 是等ノ事ヲ定ル事態ハサル 由ナリ ○フラオン ヘボン 兩人ノ翻訳ニテ馬可伝ノ成效シ 此度教会中へ施本致候 馬太追々出版ノ由

第三条 御国内ニ於ノ教会規則ノ事……

第四条 教師共御国内ニ於テ諸学校ニ雇レ行ク事ノ可否ヲ議ス 之レハ各々適意自由ニ任スル事ニ決セシ由

第五条 病院ノ事 此議ハ各宗教師共許ニテ 是非拵度ト云事ニ決スル由 其他細論種々アル由ナレドモ 何分外国人斗ノ會議ニテ言  
語聞取難ク候ニ 右大綱荒増見聞ノ事情申上候也

壬申 八月廿四日

譯者某謹白<sup>註15</sup>

この二通の譯者報告から、横浜のヘボン会堂で第一回宣教師會議は、聖書の共同翻譯事業を計画し、翻譯委員として各宗派から一名づつ選出すること、その委員として当面ブラウン (Brown, Samuel Robbins) へボン (Hepburn, James Curtis) グリーン (Greene, Daniel Crosby) の三名を選出したことが明確になる。この宣教師會議は原則として各宗派一名の委員の参加を決議しているので、この會議に参加しなかった宗派に代表の参加を働きかけていった。その結果一八七四年三月には、上記のブラウン、ヘボン、グリーンのほかにもマクレー (Maclay, Robert Samuel) ブラウン (Brown, Nathan) パイパー (Piper, John) ライト (Wright, William Ball) の四名が加わり、計七名で「翻譯委員會社中」が発足し、同年六月より翻譯事業を開始することとなった。しかし、間もなくライト、パイパーの両名は東京在在を理由に(兩名とも旧約学者であったからか)、N・ブラウンも日本語訳聖書の底本を何に求めるかとか、「バプテスマ」の訳語をめぐる論争の末に、一八七六年一月委員社中を脱退しているし、マクレーも職務の都合で、殆ど協力できなかったもので、結局のところ、当日に選出された三名が責任を負って訳業を進めたのであった。

この三人を助けた日本人協力者の奥野昌綱・松山高吉・高橋五郎らである。彼らについては「特別の日本人委員会 (special native committee) が外人翻譯者を助けるため組織されたが、原語知識の不足と、その他の諸困難のため、この委員会は間もなく解散した。しかし、このメンバーの若干、とくに組合(教会)の松山牧師と一致(教会)の高橋五郎氏は、旧新約聖書の翻譯に最も忠実かつ有効な手伝いをした。」との評価がなされている。

S・R・ブラウン、J・C・ヘボンおよびD・C・グリーンを中心とする翻譯委員社中の翻譯事業は一八七四年三月以来、週に四回、一四・〇〇―一七・〇〇ブラウン宅で訳業進めた。井深梶之助は一八七五年頃の翻譯事業を次のように語っている。

翻譯委員は、日曜日・土曜日の外は、毎日午前九時から十二時迄会合して、委員の一人が先に起草した所の翻譯に就て、評論採決した。或時は半日懸って漸く壹節、式節を決定したことも稀でなかった様である。会合の場所は、横浜山手二百十一番ブラウン博士在在の東南



の一室で、室の中央に一脚の丸テーブルがあつて、その周囲に三人の翻訳者と三人の補佐役とが夫々着席して評論をしたのであるが、そのテーブルの上を開てある書物は、ブラオン氏とグリーン氏の前には二三種の希臘（ギリシア）原文の聖書、ヘボン氏の前には英訳の新約注解書、日本人の前には文法や官話やその他の支那翻訳の聖書という風であつた様に記憶する。然してブラオン氏の補佐が高橋氏、ヘボン師のが奥野氏、グリーン氏が松山氏で、時としては随分議論に花が咲いた事もあつた様である。自分は当時ブラオン先生の内に書生をして居て、屢々会合の席に出入した計（ばかり）でなく、未熟ながら先生の使徒行伝の翻訳の手伝をしたので、四十余年後の今日当時を追憶すれば、六人が丸テーブルを取囲んで、議論を上下して居る光景は目に見えるやうな気がする。

さてブラオン先生から伝聞した所に依れば、翻訳委員が翻訳に着手する前に、先決問題とも謂ふべき者が、数ヶ条あつた。

第一は何を正本として翻訳すべきかという問題であつた。是は頗（すこぶ）る重大な問題ではあるが、之に就ては大した議論もなく、ゼームズ王勅定英訳（テツキスタス、レセプタス）の原本に依ると定められたやうに承知する。乍然当時知られた丈（だけ）の最古の原文を参酌した事は申す迄もない。且又申す迄もない事であるが、現在の日本訳は英訳の重訳ではなく、全く原文を日本語に翻訳したものである。それに付ても遺憾千万なのは、当時日本人に原文に通じた者の無かつた事である。是は固より事情不得止（やむをえざる）事ではあるが、輔佐者達は諸種の支那訳と翻訳者達が不完全なる日本語を以て、原文を口訳する所を参酌して、日本語に直すやり方に致方（いたしかた）は無かつたのである。仮令（たとひ）原語に精通せずとも、多少原語を解し且英語に精通した日本人が委員中に加はつて居たならば、非常に便利であつたろうと思はれる。併し甚だ失敬な申条であるが、それにしては現在の日本訳は実に能く出来たものと思ふ。我が基督教会は勿論我が国民も以上六氏の功勳は、永く記憶し感謝すべきである。

第二は文体の問題であつた。現今では時文という者も、略（ほぼ）形が定まつた様であるが、明治七八年頃は未だ時文というべき形もなく、在来の片仮名交り或は漢文崩しか将（は）和文かの中を取る外なかつたのであるが、孰（いづ）れも一得一失で、その選択に就ては翻訳委員会は頗る苦心した痕跡が見える。又之と関關した問題は、漢字を本文とするか振仮名を本文とする乎という問題であつた。此点に付ても翻訳者と輔佐者との間に大分議論があつたやうだが、遂に振仮名が本文と決まつた。その精か現在の訳には、振仮名なしに読下すことの不可能なる句や、又は無理に読下せば甚だ奇妙なる文句が出来る所もあるやうである。

さて翻訳の文体に就ては、漢文風にしやうといふ説と、出来る丈通俗的にしやうといふ説と二つに別れ、支那訳に信頼した輔佐役方には、自然と漢文風に流れんとする傾向があった。ブラオン先生は、始終その傾向と戦ったことを話されたやうに記憶する。折角聖書を日本語に翻訳しても、只少数の学者丈(だけ)に読めて普通の人民に読めぬやうでは、何の益があるかとは、先生の屢々繰返された議論であった。又輔佐役の或人が漢文はコウダという<sup>註16</sup>と、漢文は本文に非ずと力説せられたことは恐らく幾回であったか分るまい。

この井深の追想から翻訳委員はジェームズ欽定英訳本を参考にし、その典拠となったギリシャ原文(エラスムスによるテキスト・レセプタス)を底本としたのである。原文を理解できない日本人補佐者は漢訳の聖書を利用しての共同作業であったのである。何を底本に採用するか、又セクトにより「訳語」の異なることになる「バプテズマ」問題、その上、精確に論理的に表現することの困難な日本語の文体で、振仮名を本文として易しく表現するかという極めて実践的な課題に直面し、多数の人民に福音を送り届けたいという立場で克服してきたのである。漢文の読解が可能な補佐者からは精緻な表現は漢文に倣って表すとの観念が濃厚であったことは容易に想像できる。こうした障壁を乗り越えながら、新約聖書の翻訳が進展していった。別表4は海老澤有道氏の『日本の聖書』に示された翻訳委員会社中の手による新約聖書の日本語訳の出版の経緯である。翻訳の業も困難であったが、その出版についても以下のような諜者報告からもその状況が察せられる。

へボン帰港已来彼約書和解出版之義ニ付即奥野又右衛門ナル者之周旋に依テ東京横浜間の板木師ヲ搜索候処或ハ方外之作料ヲ申シ立ル者アリ 或ハ国禁ヲ犯シ後患アラン事ヲ怖ル、者アリテ至急右之事不行届ニ付奥野モ殆ト当惑仕居候処先達而東京住吉町二丁目稲葉儀平ナル即チ高砂屋某之紹介ニ依テ半紙壹枚ニ付金壹円二朱之作料ヲ以テ引請ケ既ニ馬可伝之巻ハ粗出来之条此次二者約翰伝等追々取掛候条搜索仕候 尤モ右稲葉モ国禁之義ヲ余程恐怖候由之処右者奥野ヨリ万件相引請ケ万一非常之説ハ吾等正ニ其罪ニ踏ルトモ決シテ板木師ニ毫モ難題ヲ掛ケ間敷杯ト重々説得候ニ付漸ク稲葉モ極密承諾右之事ニ取掛候由ニ御座候……<sup>註17</sup>

ヴァーベックは「お雇い外国人」として長期間要職を勤め、新約聖書の翻訳には参加できなかったが、旧約聖書の翻訳に際しては、中核的な役割を果たした。ここで、旧約聖書の日本語訳の完成に至る経過などを、明治二十一(一八八八)年二月に『基督教新聞』に掲載されたヴァーベックの演説に見てみよう。

日本にて聖書翻譯の事は一八七二年(明治五年)九月廿日横濱にて開きたる外國宣教師の會議に於て新約聖書の翻譯委員を設置したる

ことを以て嚆矢とす。然に右横濱新約全書翻譯委員の未だ其業を卒へざるに先ち同七十六年（明治九年）十月卅日東京なる宣教師の中に於て集會を催ふし東京聖書翻譯委員なるものを置きて専ら舊約全書の翻譯に従事せしむることとなりしが同委員は翌七十七年（明治十年）十二月一日の集會に置いて創世紀一章より第十一章までを出版することを議決し且つ毎週必ず一回ずつ集會を開きて其翻譯に従事し翌明治十一年までに右の有様を以て進み來りたるが當時日本國に在留する外國宣教師の數も漸く増加したるに付同年の春「コングレション」派の宣教師より檄を四方に馳せて舊約全書翻譯の事に付き會議を催ふべき旨を促したるに依り同年五月十日、十三日の兩日を以て其會議を東京に開きたるに其席に列れる外國宣教師の數は四十一名に及びて其内には英米二國十傳道會社を代表する廿一名の名代人もありたり。然るに此會議の決議に依て新に常設委員なるものを設置することになりたるが今日如斯く舊約全書翻譯の全く大成に及びたるも皆盡う此委員の監護に依るものなりとす。即ち右常置委員と云ふは日本に在る外國傳道會社より出す一人づつの名代人を以て成立つものにして其翻譯委員及び訂正委員を撰任するの全權は擧て皆此常置委員の手に委ねたり。而して如斯く定められたる常置委員は同年十月廿三日を以て全く組織せられしが其人々は即左の如し

博士エス、アール、ブラウン氏（リフォームド） 博士ナサン、ブラウン氏（浸禮） 博士ヘボン氏（長老） 博士デー、シー、グリ  
イン氏（コングレション） クインビー氏（米基督） 博士マクレレー氏（メソヂスト） 博士カクラン氏（カナダ、メソヂスト） パ  
イパル氏（英國教會） ライト氏（同上） ワデル氏（北米長老） 博士クレツカル氏（福音教會） ゴブル氏（浸禮）

都合十二名にして會長は博士ヘボン氏 書記は博士カクラン氏に當選せり 先是同年六月に於て舊東京聖書翻譯委員は已に其手に取て翻譯したる所の草稿をば悉皆右常設委員に引渡して此に全く其職を解かれたり 偕て右東京翻譯委員と云ふは四人を以て成るものにて即ちタムソン、カクラン、ワデル及びパイパルの諸氏なりしなり

右に付き常置委員に於ては可成的速に其翻譯の業を大成せんとの意見にて東京、箱館、横濱、新潟、神戸、大阪、京都、長崎の各地に在留する外國宣教師中に於て多くの翻譯委員を選任し各委員に向て舊約全書中の一卷若くは數卷を分配して之を翻譯せしむることとなし然して其手續は右各地に在る委員に於ては各自其擔任したる部分の翻譯を完了したる時には速に其草稿を常置委員に送り常置委員は之を訂正して出版することとなせり。然るに右の手續きを以て翻譯したるはパイパル氏の手のて約拿（ヨナ）、哈基（ハガイ）、馬拉基（マ

ラキ)、の三書 ファイソンの約書並記(ヨシア記) ヘボン氏箴言 デニング氏歴史略上下 デビットソン氏列王紀略下 ブランケット、ライトの二氏以塞亜書(イザヤ書)第一章より第廿五章に至る、タムソン氏創世記、監督ウイリアムス氏詩篇第七十八篇より第百廿篇に至るの諸書なりき 右の中デニング氏は一旦己に其稿を脱して委員に送りたる後尚ほ又た修正を加ふべき所ありとて其草稿を取返せしが其儘にて遂に再び之を返されざりしと雖も其他以上に列記する所の諸書は皆盡く常置委員の手に於て訂正を加へ終に之を出版することの運に及びたり。

僅々四年の星霜に過ぎずして其爲す所既如斯く甚だ多かりしと雖も常置委員は尚ほも此方法を以て未だ迂遠なりとし(尤も地方の委員中其擔當の分を爲ざる者もあり)此に一の新なる方法を求め一八八二年(明治十五年)の一月に於て常置委員中より互選を以て三名の翻譯委員を命じたり 乃ち右當選したるは博士ヘボン氏 ファイソン氏 博士フルベッキ氏なり、博士デー、シー、グリーン氏も亦た此委員たるべきことの請求を受られしも其居處の遠隔なると且つ他に捨て置き難き事務の都合ありて之を辭退せられたり 然るに此三名の翻譯委員は又た選ばれて訂正委員の任をも受けたり 元來翻譯委員たるものの如しく又た訂正委員の職をも帯ぶることは頗る良法とは云うべからざるも是れ亦た實に止むを得ざるに出たるものにてその譯文の體裁を同一にすることの如きに於ては現に又た大なる益あることなりき

翌八十三年(明治十六年)大阪に於て外國宣教師の會議を開きたる時日本諸教會にても此聖書翻譯の事業に共同せんと欲するの意思あることを聞知し、大に之を賛成して異議なく之を承諾せしに付翌年に至りは日本諸教會にては日本聖書翻譯常置委員を選出し又た同委員は三名の翻譯委員を命じたり 當時其選に當りて任上りたるは松山高吉、井深梶之助、植村正久の三氏なりとす 然るに右三氏は其他に種々大切なる事務を擔當し居られたる而已ならず當時日本の諸教會は専ら教會の自給獨立を計ることに力を用ひ居たるの最中なりしを以て又其上に此重き負擔に堪えゆること能はずして遂に同八十六年(明治十九年)に於て再び全く其手を引くこととなりたり、是れ甚だ痛惜すべしと雖も亦た實に己むを得ざるの事なりと之うべし、此日本翻譯委員の手に於て翻譯したる所のものあれども未だ其記録を見ざるが故に詳に之を知ること能はず

今や哀歌及び博士ヘボン氏の翻譯せられたる何西約耳二書の訂正成りて舊約全書全篇の翻譯はこれに初て大成せり 是より後幾許年月

の間は必ず此譯書を使用せらるることなるべし、然れども将来に於て之に加へらるべき訂正は唯だ獨り日本教會の手にあるのみ、又た既に述べたる委員の勞力の外に今日此翻譯を爲す迄に日本人諸兄の力を盡されし所は甚だ多く若し此舊約全書譯文の體裁に於て新約全書に於ける如く善美なる處ありとせば其功は乃ち之を日本人諸兄に帰せざるべからず 嘗て新約全書の翻譯に於て頗る力を盡されたる諸氏の亦た此舊約全書の翻譯に於て大に盡力せられたるは實に幸なりと云うべし、斯く云う所の日本人諸兄とは即ち松山(高吉)、高橋(五郎)、奥野(昌綱)、植村(正久)、稻垣(信)等の諸氏を指すなり 余は今松山氏と共に會て此翻譯に従事せし時を記憶して喜ぶと共に専ら此事に盡力せられたる同氏及びファイソン氏の今日此席に在らざるを遺憾とするなり

前に述る如く此舊約全書の譯文は會て新約聖書の翻譯に關係したる人々の手を経たるに依り兩約全書譯文の體裁は共に一様なることを得たり

彼の一八七八年(明治十一年)に初て常置委員の手にて舊約全書の翻譯に着手せしより遂に一八八八年(明治廿一年)の今日に於て之を完成する迄經過する所の星霜恰も十年なりとす 然れば十年の歲月甚だ短しと爲さずと雖も其間種々の事故疾病等ありて多少の阻礙に遭遇せしことなきに非ざるにの係はず今此に芽出度此大事を成就し得たるは實に神の佑助に依るものにして若し然るに非んば焉ぞ亦た善く此大成を今日に於て望むことを得べけんや 今此に其出版の順序を擧ぐれば

一八八二年(明治十五年)迄に出版せし分

約書亜(ファイソン氏) 約拿、哈基、馬拉其(パイパル氏) 箴言(へボン氏)

同 八三年(明治十六年)

創世紀(タムソン、ファイソン二氏) 撒母耳前後(ファイソン氏) 列王紀略上(同上) 耶利米亜(へボン氏)

同 八四年(明治十七年)

士師記(ファイソン氏) 路得記(同上) 列王紀略下(デビットソン、へボン二氏) 以西結(へボン氏) 出埃及記(同上) 傳

道之書(同上) 利未記(同上) 民數紀略(同上)

同 八五年(明治十八年)

申命記(ヘボン氏) 但以理(同上) 何西阿(同上) 約耳(同上) 亜麼士(同上) 阿巴底亜(同上) 米迦(同上) 拿翁(同上) 哈巴谷(同上) 西番雅(同上) 撒加利亞(同上)

同 八六年(明治十九年)

約百記(ヘボン氏) 雅歌(同上) 以士帖(同上) 哀歌(井深、ヘボン二氏)

同 八七年(明治廿年)

歴代志略上(ファイソン氏) 以士喇(同上) 尼希米亜(同上) 以賽亜(植村、ファイソン二氏) 詩篇(フルベッキ氏)

同年再版に係る分

創世記(ヘボン、ファイソン二氏) 約書亜(同上) 箴言(ヘボン、フルベッキ二氏) 約拿(ヘボン氏) 哈基(同上) 馬拉基(同上) 別表5参照<sup>註18</sup>

プロテスタントの共同訳ばかりでなく、カソリックもギリシヤ正教会、更に教外者も聖書の翻訳を行っており、また共同訳の中心的人物のヘボンはローマ字表記の日本語訳新約聖書も出されている。

旧約聖書の翻訳に際しては、ヴァーベックは少なからぬ貢献をした。再度、彼の書簡にその様子を見てみよう。

貴重なヘブル語の書類をご恵送下さったことに対して心から感謝しております。先便にて受領した集注聖書は現在、わたしの仕事には大変貴重です。これらの書籍は、わたしの仕事にはとても役に立つし、日々用いることになりました。<sup>註19</sup>(一八八二年一月十九日付

J・M・フェリス博士宛書簡)

ドイツ語の改訂旧約聖書がドイツで、近く出版されるということを知りました。その聖書が市場に出ましたら、わたしのために至急一冊購入して下さい。もし一般用と学者用の二つの版がありましたら、両方とも欲しいのです。<sup>註20</sup>(一八八二年八月二十一日付 神学博士

J・M・フェリス師宛書簡)

当地における最もすぐれたキリスト教の学者松山氏が、詩篇の最終的改訂に当たってわたしを助けるために神戸から当地に来てくれることに昨夜決定いたしました。その結果詩篇は間もなく出版の準備がととのうことでしょう。この取りきめをわたしは非常に喜んでおり

ます。<sup>註21</sup>（一八八四年六月二十四日付 コップ博士宛書簡 追伸）

大変に勝手ではありますが、「改訂旧約聖書」が出版されましたら、出来るだけ早くその一冊を郵送してくださいませんか。わたしはまた一八七六年以後出版されていたことを最近になって知ったのですが、「ドイツ語の改訂詩篇」は非常に価値があります。そしてその本はあなたの町の大きなドイツ書籍店かあるいはフライデルフィアのシェファ・アンド、コラデーでは恐らく手に入れることができるでしょう。<sup>註22</sup>（一八八四年六月七日付神学博士コップ宛書簡）

自分の担当分をできるだけ正確に翻訳するために、可能な限り文献を収集し、その文献を考証した上で、翻訳の作業を進めようとする姿勢が如実に伝わってくる。ヘブル語の書類を読み、ドイツ語の詩篇を考証した上での、翻訳は名訳の誉れを彼の詩篇に与える結果となった。他面、彼が精力的に伝道活動を展開し、各地で説教や講演、演説を行ったことに対しては、旧約聖書の翻訳委員としての任務をおろそかにしていることの証左ではないかとの非難も生まれたようである。彼の出版記念会での演説にもあるように、彼の担当部分の翻訳は遅れがちであった。そうした指摘に対して次のように弁明している。

前便でお伝えしたギルマン博士宛の手紙に書いた二つの点についてご説明いたします。

その手紙の中程で、わたしは次のように述べました。「比較的多数の説教、講演およびその他の演説がわたしの分担になる理由はこうです。すなわち、これを成し得る資格のある外国人の数がまだ限られていること、おこがましい言い方ではありますが、わたしの天分と教育の結果によって特別にこれらの面に他の人よりも一そうすぐれているということです。」聖書翻訳の方面でも、わたしはまたとくに翻訳そのものと同じ程度に重要な仕事、そして事実、例えば他の人の翻訳を印刷するための改訂とか準備といった手堅い仕事には欠かせない役割をするのに適しているのです。わたしは旧約聖書についてこのようなことをたくさんしましたし、今へボン博士の翻訳した「出エジプト記」の改訂に着手しようとしています。そしてあの手紙の終りで次のように書きました。「わたしが宣教の働きをしたその働きの一部分と、わたしのそれに用いた時間とに対して、あなたの協会がわたしに支払われたことを（もしあなたがそうお考えになるならば）、あなたがその協会を代表して、本件の条件が恐らく余りに不相当であるから、将来全面的にわたしの一部の報酬を続けることを拒絶されても十分理由が立つと思います。」（わたしは英国聖書協会へ送る準備をした手紙からコピーしています。それ故に、言葉使いはあなたにお送

りした手紙のものとは多少違っているかもしれません。

この手紙の個所に関してわたしは、もし米国聖書協会が常置委員会のもとの旧約聖書翻訳と同改訂委員会の一員として働いているのにその委員の一人の私が他方で宣教活動を行ったという理由から、わたしの生活費支出を継続することを断りたいと考えたととしても、その見解からするならば、その理由がないと言えないと真実、そう解していることを言いたいのです。<sup>註23</sup>(一八八四年六月七日付 神学博士 コップ宛書簡)

旧約聖書の翻訳の改訂作業を引き受けた上で、自らもその翻訳を行う、そして外国人としての講演者の要請があれば、他に適当な人材がないから引き受けてしまう。そして、かれ本来の仕事である伝導に力を傾ける。こうした生活の中で、彼の担当した詩篇、箴言(箴言はヘボン氏と共訳)が完成する。ここで名文といわれ、名訳といわれる彼の詩篇をみてみよう。

詩篇は、礼禱書の中に多く用いられる関係から、C. M. Williams 訳の『朝晩禱文』や一致教会の『基督教礼拝式』などに部分訳がすでにあった。ウェアベックはウィリアムズの部分訳を手本に翻訳を進めた。その経緯を彼はウィリアムズへの書簡で次のように記している。

我親愛する監督。

小生が希伯来の原文の如く翻訳したる詩篇第三十九篇を、御受領あらんことを請ふ。小生は或る諸点を除くの外は、既に貴君の翻訳せられたるものに、一致せしめんことを力め申候。固より貴君が汝の語に代ゆるに主、をもての語に代ゆるににて、しめに代ゆるにさせを使用せられたることを了解致候。然れども多分貴君の望ませらる、如き、尚ほ変更致され申候時には、何卒後に御通知被下度奉願候。

末節に關し小生が典拠とすべきものは、悉く“Look away from me”と訳するを至当の如く解せしめ申候。然らば「我を不問にし給へ」(使一七〇三〇)と謂ふ語よりも近き意義ある語を發見し、若くは考ふることさへ出来不申候。我を不問し給へと異り、且かくしては適合せぬ様相考へ申候。

此節の眞の意義に關し、小生は路一三〇八を回想致申候。“Lord let it alone. (貴君の用語) This year also.”かく埋葬式文にも使用有之候。不問といふ語は小生には美はしく被感申候。怒(をこりて)、若くは怒りて、若くは睨み等の語を、「むかひ給ふ勿れ」の前に挿入せば、宜しからんかと奉存候。



一八八一年十月三十一日

信実なる友

ジ・エフ・フルベツキ<sup>註24</sup>

彼の手になる詩篇の一部を見てみよう。

A 第五十三篇（ヴァーベックの原稿の写し）

○おろかなるものは、その心のうちに神なしといへり。かれらは邪にして憎むべきとがをなせり。善きを行う人なし。

○神は、さとき者と神をとがむるものと、あるやあらぬやを見んとて天より人の世を見下したまへり。

○かれらは皆背き、かれらは悉くけがれ、善きことをなすものなし。

○あしきことを行ふものは知覚なりきか。物をくらふるが如くわが民をくらひ、又神を呼ぶ事をせざるなり。

○かれらは、おそるべきことのなかりし時にもおそれたり。そは神は汝をかしこみしもの、骨をちらしたまへば（？）神はかれらをすてたまひければ、汝、かれらをはづかしむべし。<sup>註25</sup>

B 第五十三篇（明治二十年版 旧約聖書 詩篇）

一、愚かなるものは心のうちに神なしといへり、かれらは腐れたり、かれらは憎むべき不義をおこなへり 善をおこなふ者なし

二、神は天より人の子をのぞみて悟るものと神をたづぬる者とありやなしやを見たまひしに

三、みな退ぞきてことごとく汚れたり 善をなすものなし 一人だになし、

四、不義をおこなふものは知覚なきか、かれらは物くふごとくわが民をくらひ、また神をよばふことをせざるなり

五、かれらは、懼るべきことのなきときに大におそれたり、神はなんぢにむかひて宮をつらぬるもの、骨をちらしたまへばなり、神かれらを棄たまひしによりて汝かれらを恥かしめたり。<sup>註26</sup>

参照 C 第五十三篇（一九五四年改訂版）

一、愚かな者は心のうちに「神はいない」と言う。

彼らは腐りはて、憎むべき不義をおこなった。

善を行う者はない。

二、神は天から人の子を見おろして、

賢い者、神を尋ね求める者があるかないかを見られた。

三、彼らは皆そむき、みなひとしく墮落した。

善を行う者はない、ひとりもない。

四、悪を行う者は悟りがいいのか。

彼らは物食うようにわが民を食らい、

また神を呼ぶことをしない。

五、彼らは怒るべきことのない時に大いに恐れた。

神はよこしまな者の骨を散らされるからである。

神が彼らを捨てられるので、

彼らは恥をこうむるのであろう。<sup>註27</sup>

参照 D 第五十三篇（一九八七年九月新共同訳版）

一、指揮者によって。マハラトに合わせて。マスキル。ダビデの詩。

二、神を知らぬ者は心に言う。

「神などない」と。

人々は腐敗している。

忌むべき行いをする。

善を行うものはいない。

三、神は天から人の子らを見渡し、探される。

目覚めたひと、神を求める人はいないか、と。

四、だれもかれも背き去った。

皆ともに、汚れている。

五、善を行う者はいない。ひとりもない。

悪を行う者は知っているはずではないか。

パンを食らうかのようにわたしの民をくらい

神を呼び求めることをしない者よ。

六、それゆえにこそ、大いに恐れるがよい。

かつて、おそれたこともなかった者よ。

あなたに対して陣を敷いた者の骨を

神はまき散らされた。

神は彼らを退けられ、あなたは彼らを辱めた。<sup>註28</sup>

BのスタイルはAのスタイルを土台にしているといえよう。A B両者間には訳語についてはさほどの差異はみられない。今、第二次大戦後の二つの訳文と比較してとらえれば、戦後のものがかみくだいた訳文になっているように思われる。ここでもう一つ詩篇の訳文をみてみよう。

#### A 第三十二篇（タムソン氏訳）

##### ダビダの教訓の歌

一、過のゆるされ罪の蔽し者は福也

- 二、エホバは之に罪と思ふまじ其靈に誰有□（一字不明）人は福也
- 三、我は緘黙し時我が骨はふるくなり毎日我が呼にて
- 四、蓋ひるよる爾の手は我が上に重し我が潤沢放つの早に変たり（スイラ）
- 五、我が罪をば我爾に知らさんと我が愆をば我蔽はざりし我□□（二字不明）我は我過をエホバに知らさん（、）爾は我罪の愆をゆる註29せり。

B 第三十二篇（明治二十年版 旧約聖書 詩篇）

ダビデの訓諭のうた

- 一、その愆をゆるされその罪をおほはれしものは福ひなり
- 二、不義をエホバに負せられざるもの心にいつはりなき者はさいはいなり
- 三、我いひあらはさざりしときは終日かなしみさけびたる故にわが骨ふるびおとろへたり
- 四、なんぢの手はよるも昼もわがうへにありて重し、わが身の潤沢はかはりて夏の早のごとくなれり、セラ
- 五、斯てわれなんぢの前にわが罪をあらはしわが罪をおほはざりき、我いえらくわが愆をエホバにいひあらはさんと、斯るときしも汝註30わがつみの邪曲をゆるしたまへり、

参照 C 第三十二篇（一九五四年改訂版）

ダビデのマスキールの歌

- 一、そのとがゆるされ、
- 二、その罪がおおい消される者はさいわいである。
- 三、主によって不義が負わされず、
- 四、その靈に偽りのない人はさいわいである。
- 五、わたしが自分の罪を言いあらわさなかつた時は、

ひねもす苦しむうめいたので、

わたしの骨はふるび衰えた。

四、あなたのみ手が昼も夜も、

わたしの上に重かったからである。

わたしの力は、夏のひでりによって

かれるように、かれ果てた。

五、わたしは自分の罪をあなたに知らせ、

自分の不義を隠さなかった。

わたしは言った、

「わたしのとがを主に告白しよう」と。

その時あなたはわたしの犯した罪をゆるされた。<sup>註31</sup>

参照 D 第三十二篇（浅野順一氏私訳 一九七二年）

ダビデのマスキールの歌

幸いなるかな、愆の赦され、罪の蔽われし者、

幸いなるかな、ヤーウエが彼に不義を負わせず、

またその霊に怠慢なき人。

我、沈黙せし時、ひねもすわが呻きによりわが骨は腐れたり。

そは昼も夜も汝（神）の手はわが上に重くありたればなり。

わが命の潤いは夏の早魃（ひでり）によりて枯れ果てたり。

我、汝にわが罪を告げ、

わが不義を隠さざりき。

我は言えり、わが愆について告げ知らさんと。

その時汝はわが罪の不義を赦し給いたり セラ<sup>註32</sup>

参照E 第三十三篇(一九八七年 新共同訳版)

ダビデの詩。マスキール。

一、いかに幸いなことでしょう。

背き赦され、罪を覆っていただいた者は。

二、いかに幸いなことでしょう。

主に咎を数えられず、心に欺きのない人は。

三、わたしは黙し続けて

絶え間ない呻きに骨まで朽ち果てました。

四、御手は昼も夜もわたしの上に重く

わたしの力は

夏の日照りにあって衰えはてました。 セラ

五、わたしは罪をあなたに示し

咎を隠しませんでした。

わたしは言いました。

「主にわたしの背きを告白しよう」と。

そのとき、あなたは私の罪と過ちを

赦してくださいました 註33

AとBとを比較すれば、明らかにBの方が意味がとりやすくなっている。言葉（＝単語）と文体にヴァーベックが苦心して翻訳を進めたかが窺われよう。Aのタムソンの訳業の成立が明治初年と推定されており、驚く程の速さでタムソンが日本語を習得したかを物語るものであるが、今ここでヴァーベックの訳業と比較する時、文意の通り易さと格調の高さで数段の差を感じざるを得ない。時の流れと集団的検討の成果が如実に表れたものである。残念なことに、この短い文章の中でさえ用字法に不統一がある。参照Dとして掲げた浅野順一氏の私訳は「直訳」との断わりが付けられているものであるが、ヴァーベックの訳文と相通ずる文体となっている。この第三十二篇は、「つみ」が愆（ペシヤ）、不義（アーウォーン）、罪（ハッターアー）の三つの語で言い表されている。愆は裏切りあるいは反逆を示し、不義は歪曲を指し、罪とは失敗あるいは過誤を意味する語である。また「赦す（ナーサー）」とは持ち上げる意であり、それに続く「愆の故に）なんじの手はよるも昼もわがうへにありて重し……」から、重いものを軽くする、すなわち愆の重さの軽減を意味することになる。ヴァーベックがヘブライ語の原文に忠実に、愆（ペシヤ）、不義（アーウォーン）、罪（ハッターアー）の三つの語を区別して訳し、愆、不義、罪の一切をエホバの前に率直に告白して初めて、エホバに赦されるのである。文意を明確にするばかりでなく、原文に忠実であろうとしての細心の注意が払われているのである。

祖国オランダを離れ、米国に赴き、伝道の熱意に燃えて日本に渡航してきたヴァーベックは祖国オランダを離れてからの年月のためにオランダ国籍を失い、米国滞在期間の短さと急な日本への渡航のために手続の不備のため米国籍を取得出来なかった。大事業である聖書の翻訳を終えて、我にかえる心の「ゆとり」が生まれた時、自分が「無国籍」であるという重大な事実に気づく。ミッション・ボードの手を煩わせ、知己を通じての日本政府への働きかけを行うが念願の「米国籍の取得」は実現しなかった。日本政府がこれまでの彼の功績を配慮して取った措置が「特別旅行券」||「特許状」の交付であった。ここで彼の「特許状」確保に至る経緯を見てみよう。

先月十三日付のお手紙正に拝受いたしました。なお、オランダ生まれでアメリカ改革派教会の外国伝道協会派遣宣教師ギドー・F・フルベッキ師に関する数通の文書を同封してご転送くださりありがとうございます。これらの文書の中には一八五九年四月五日付の当時日本駐在米国公使タウンゼント・ハリス氏にあてたウィリアム・シワード氏の手紙があります。同氏はそれに次のことを述べています。フルベッキ氏は北米合衆国の市民になりたいという意向を漏らしたただけで帰化の手続をとらないまま、それから国にむけて出発しようとして

いました。その彼はパスポートを受ける資格が与えられなかったが、しかし帰化の意志を発表した人は、わたしたちの政府と海外にあるわが海軍当局の保護を受ける資格が与えられるに十分であるという「有名なコスタ・ケース」の判決例によって支持されたのです。そして最後にシワード氏は「フルベッキ氏は非常にりっぱな人物であり、彼があなたの保護を受けるよう、よろしくお願いいたします。それはたぶん彼の日本への移住の特別な事情のもとで必要となるでしょう」と述べています。フルベッキ氏が一八八九年に合衆国へ戻ってから帰化の手續を完了して事実上アメリカ市民となるためにあらゆる努力をされたが、成功しなかったとあなたは述べておられます。そしてさらに当市および郡（ニューヨーク）の民事訴訟裁判所の裁判官の一人によって、法律の条文には何らフルベッキ氏の意向が実現されるべきものがないと通達されたと、あなたは述べておられます。この見解の根拠は明らかにされていないから、合衆国の帰化権の法律の要求する点は合衆国に居住する期間のみが問題であると想定されるのです。しかしながら、フルベッキ氏が今帰化権を獲得する事ができないという事実のために、あなたは更に一八五九年にシワード氏が書いた手紙と同様の手紙を現国務長官からフルベッキ氏に送られるよう要求されておられる。

国務省では同省に送られてきた文書を注意深く調べ、また提起された問題について種々の法規を調べて見たが、国務長官が今要求されている問題の主旨を書いた手紙を交付するような法律が出されたケースを発見する事ができなかったのです。シワード氏の手紙は国務長官として書かれたものではなく、同氏がその職務につく二年前、ジェレマイエ・S・ブラックが国務長官であった時代のことであったのかも知れません。それ故、上記の手紙はシワード氏が個人的に書いた推薦状であって、公的な身分保護の保証状ではなかったのです。

この問題に関する国務長官の義務は正しく定義されており、一八六七年三月二十七日付のアルゼンチン共和国に関する合衆国の公使に宛てた訓令において、国務長官のシワード氏は次の如く言っています。「パスポートは法律によって知られ、または国務省にて承認された唯一の保護の文書である。一八五六年四月十日付でわが国の公使の一人に発した訓令において、三年後「コスタ・ケース」の文書交換に当ったマーシー氏は次の如く言っています。『単に合衆国に居住し得る外国人、または単にアメリカ市民になりたいという意志を表しただけの外国人には、よし政府が多少の資格を与えたとしても、その両者にはパスポートは合法的には交付されない』、マーシー氏は更につづけてこう言われた『あなたのなし得る事はこれらの文書があなたの証明を要するために提出された時、かつこれらの文書の正当さ



について何らの疑いをさしはさむものがない時において、それらの文書の誠実さを証拠だて得るのである。外国の当局者は、これらの文書に対して適当と考へうる敬意を払ってよい』。

わたしは次の如く國務省のもう一つの規則を引用したい「外国においてもパスポートを合衆国の移民以外の他の人々に対し、またはそれらの人々のために合衆国の外交官または領事館員が与えたり、発行したり、証明したりしてはならぬことは、明白に國務長官の義務である。もし合衆国の市民となりたいたいという意思を発表しただけの理由で、彼等自らが外国に駐留せる代表者の保護を受ける資格があると想像する人々に対し苛酷にこの法律を適用する場合、長く設定されている政策を変更することが果して賢明であるか否かを決定することは法律制定の権限を有するものなし得ることであつて、現行のままの法律によれば、外国の市民でない人間に対して何ら公的な保護を与える規定はない」。

これはフィッシュ氏が國務長官時代一八七〇年十月四日、スイス駐在の合衆国公使に書き送つたものであつて、上記の時期以前および以後の両者の時期に画一的に与えられた法律の機構を明確に包括的に発表したものであります。

國務省は次の如く觀察する事をあやまらなかつたのです。すなわち國務省は貴書に表示せられたように同省に現在提示された文書から次の如く推論されたのです。フルベッキ氏は「合衆国の保護の下におかれて」と終始認められ、あらゆる点で同国の市民として取扱われてきたのです」。その主旨の最も強い証拠は一八七三年四月十日、デロング氏によって与えられた証明書です。この証明書においてデロング氏はこう述べています。フルベッキ氏はその当時、合衆国の市民となりたい意思を表した以前に市民として他の証明をなすことができなかった。従つてデロング氏はパスポートに代わる証明書を発行したこと、この証明書に関して第一に、國務長官としてのマーシー氏、シワード氏及びフィッシュ氏によつて、上述した訓令において、以前解釈された後継者によつて同様に解釈された法律と直接に、抵触したと認められるのであります。第二に証明書が発行された同じ日に、デロング氏は、上記ヨーロッパへの旅に出発しようとしていたフルベッキ氏に対し、ローマにおけるオランダの公使の最も好意的な私的かつ公的な知人にフルベッキ氏を紹介且つもしフルベッキ氏が何らかの機会で、困難な目にあつた場合に仲裁にはいつて出来るかぎり援助されるようお願い致す旨の手紙をフルベッキ氏に手渡したのです。なおこの手紙と共にデロング氏はフルベッキ氏をローマ駐在の合衆国公使に紹介する旨の依頼状を書き添えたのです。

もしフルベッキ氏が何らかの困難な目にあつた場合、アメリカ伝道協会との以前の歴史と長年の関係から東京における合衆国の公使に厚意あるお世話をお願いいたす事は不適当なことではないでしょう。しかし法律は合衆国の市民のみに公的な保護の保証を与える権限を有するから、国務省としては、これ以上の権限は許されておられない、市民権としての条件の主なる法規は裁判所に対すると同じく国務省に対しても強制力を有するので、フルベッキ氏が市民権を獲得し得べきそれらの条件をそなえない限り、国務省としては要請したかかる手紙をフルベッキ氏に与えても、法律の禁じた身分を同氏に付与することはできないのであります。

わたしは茲に、あなたからの手紙に添付された幾通かの文書や手紙をお返しいたします。先ずは右要用まで、

ジェームズ・G・ピアース

#### 同封書類

- 一、意志の表示——返却
- 二、T・ハリス氏宛H・シワード氏の書簡——返却
- 三、C・E・デロング氏の書簡——返却
- 四、C・E・デロング氏の書簡二つ(aおよびb)——返却
- 五、T・D・シャノン氏宛J・A・ビンガム氏宛J・A・ビンガム氏の書簡——返却
- 六、合衆国ジュリウス・スターウエル発行の江戸までのパスポート——返却
- 七、印刷せる推薦状等(a、b)——返却
- 八、日本外務省の発行せる国内パスポートを添付せる合衆国公使の書状——返却<sup>註34</sup>(一八九〇年十二月五日付の国務省からのヘンリー・N・コップ宛書簡)

国務省のジェームズ・G・ピアースからヘンリー・N・コップに宛てた文書でヴァーベックのアメリカへの帰化の要求が明確に否定された。ヴァーベックがアメリカへの帰化の望みを託してコップから転送した書簡は逐一検討の上、彼のアメリカへの帰化を正当とするものではないことが屢々述べられている。この書簡では、合衆国の帰化権の法律の要求する点は合衆国に居住する期間のみが問題であるとした上

で、T・ハリス氏宛H・シワード氏の書簡が、パスポートを受ける資格が与えられなかったが、アメリカへの帰化の意志を発表した人（ヴァーベックもその一人である）は、わたしたちの政府と海外にあるわが海軍当局の保護を受ける資格が与えられるに十分であるとする「コスタ・ケース」の判決例に基づいて、日本に渡航したヴァーベックへの保護（『米国人と同様な保護』）が政府と海軍からなされるであろうとの私的な推薦状と書かれたものであるとする。彼が一八七三年四月に「彼（『ヴァーベック』）が合衆国の保護の下におかれていると終始認められ、あらゆる点で同国の市民として取扱われてきたのです」との主旨のデロング氏から与えられた証明書は、彼にパスポートを与えられないので、パスポートに代わる証明書として発行したものであり、この証明書そのものが法律と訓令に抵触するものであり、この証明書の発行と同時にヴァーベックが何らかの機会で、困難な目に遭遇した時にはローマ駐在のオランダ公使をはじめとする外交官への仲裁・援助の依頼状を手渡ししており、当初からその効力を心配していたものである。米国への帰化の望みは断たれたが、米政府の保護の対象として、外交交渉はすすめられ、

当地におけるわたしの政治上の身分に関して米国公使スイフト氏に会い、親切な待遇を受けたのですが、少し前に、あなたがブレイン氏の配慮を求めて提出したあらゆる書類と手紙の完全な写しを公使がワシントンの國務省から受け取っていることを知りました。それ故、公使はわたしが当地に到着しないうちに、わたしの特殊なケースに関して十分に通知を受けていたのでした。しかしスイフト氏は大変に鄭重で、わたしのために出来るだけのことはしようと言ってくれましたが、まだ幾分かの疑念を持っているように見えました。一時間前にスイフト氏より一通の書簡を受け取りました。その書簡には主として説教、あるいはその他の目的で使用するために内地人と同じパスポートをわたしに発行してくれることに関して、わたしが日本国外務省大臣青木子爵（私の以前の生徒）に面会するための手筈を整えたことが述べてありました。それ故、この次の便で拙文ながらこの問題の進展を報告できることと存じます。<sup>註35</sup>（一八九一年二月二十三日 神学博士コップ師宛書簡）

二月二十三日にわたしはスイフト氏から次のしらせを受け取りました。

『一八九一年二月二十三日

米国公使館

わたしは青木子爵に面会して、あなたの件に関して話しました。子爵はあなたを知っており、あなたに対し最も温かい尊敬の念を

もっている」と述べられました。そして話題になっている問題につきあなたを助けるために、できるだけのことをする意向のあることを述べられました。わたしたちはあなたが彼を訪問してその問題を話し合うことに同意しました。それ故、どうぞ外務省に出頭して彼に会ってください。万一その問題が満足に解決されない場合には、わたしを訪ねて来てください。そうすればわたしたちは他にどんなことをなし得るかを考えてみる積りでおります。

J・F・スイフト(署名)

わたしは二月二十七日金曜日、上記紹介状により外務省を訪ねましたが、青木子爵はいませんでした。名刺をおいてまた出なおして来ますと言いました。三月二日に、明朝九時前に青木子爵の官邸まで来るようにとの書簡を受け取りました。わたしが官邸を訪れると青木子爵は鄭重にわたしを迎えてくれました。子爵が言われるには、最初彼の同僚たちはわたしが直接個人的に申請を出せば好意で旅行券が下付されるものと考えました。がよく考えてみると、法律ではそれを認めていないことを知るに至ったと言うのです。もし彼がこの問題をもう二、三週間早く知っておったとすれば、わたしを日本臣民となすか、あるいはわたしをとにかく日本政府の保護の下におくための特別法を帝国議会において通過させ得たかもしれないけれど、議会は会期数日しか残っていないのでこれはむずかしいでしょう。しかしそれでも彼はそれを試みる決心である。そこでわたしが彼と内務大臣伯爵西郷大将宛に極く簡単な手紙で以上の申請書をその日(三日)午後一時までに彼らの手に渡るようにして欲しいと言われました。わたしは急ぎ帰宅し、「閣下の力により、わたしを日本帝国政府の保護の下におくに適当と思われるような手段を行使せられんことをお願い申し上げます」との申請書を二通書きました。そして午後一時前に外務省と内務省に出頭して直接彼等に手渡しました。数日後、議会は延長されましたが、以来その問題については何も聞きませんでした。そのうちにスイフト氏が突然本月十一日に死去したために事態は今停頓しております。数日たってから、もう一度日本の友人たちを訪ねて、何はともあれこれまで彼等がどのようなことをしてくれているか聞いてみるつもりです。(一八九一年三月三十一日付 コップ博士宛書簡)

この書簡に記されている外務大臣および内務大臣宛の申請書は次の通りである。

外務大臣子爵青木閣下宛

閣下

暫くの休暇を終えて最近この国に帰って参りました処、次のことを知るに至りました。即ちわたしはアメリカ合衆国に渡航するため四十程前に祖国オランダを去ったので法律上国籍を喪失し、アメリカ合衆国において国籍を得ようと必要な手続を取ったのですが、アメリカ国内でのわたしの滞在がその国で国籍を取得するに十分な期間に達しなかったということです。

もし日本帝国に外人の国籍取得の法律がありますならば、わたしはこのような状況で困却しております故、それらの法律を利用させていたきたいのです。しかし、このような法律がない場合には、誠に恐縮の至りですが閣下のご好意におすがりし、できるならば、わたしを日本帝国政府の保護の下に置くに適當と閣下がお考えになるような方策を講じていたきたいのです。

わたしがこの帝国に三十年以上に亙って滞在して働き、この長い期間の半ばを、以前の政府と現政府に仕えて来たことを、恐らくは知らない人々に述べることを許していただけないならば、無理してまで閣下のご好意に対して自薦はいたたくありません。

閣下がこのわたしの願いを親切にご考慮くださることを希望してやみません。

閣下の最も忠実なる従者たることを光榮とします。

G・F・フルベッキ（署名）<sup>註37</sup>

この申請に対して、日本の外務省当局は次のように応えた。

ギドウ・F・フルベッキ殿

拝啓

あなたがアメリカ合衆国の市民権を得ることもできずにオランダの国民としての国籍上の身分を喪失してしまった結果、あなたはどこの国籍上の身分も得られずにおり、ためにわが帝国政府の保護の下に生活することを望んで本年三月前外務大臣に対してこの目的の申請をなされ同大臣も確かにこれを裏書きしています。

貴下には和蘭の原籍を失し又亜米利加合衆国に於ても未だ帰化の権利を得られず遂に無籍と相成り候に付 我帝国政府保護の下に被居候様御希望の旨本年三月前任外務大臣へ御申越の趣致承知候 抑も貴下には數十年間我帝国内に在留被成 我帝国の爲め尽され候事

実に鮮とせず 恒に我臣民の愛慕する所に有之候間 欣然御需に應じ乃ち別紙特許状差遣候間御落手成度 尤も特許状は本日より一年間効力を有するものに候間年々書換候事と御承知有之度候 敬具

外務大臣 子爵

榎本武揚(署名捺印)

〈別紙〉特許状

無籍外国人

勲三等	ギドー・フリドリッ	・フルベック
妻	マリア	・フルベック
長男	チーレス・ヘンリー・ウィルリアム・フルベック	・フルベック
二男	チャンニング・ムール	・フルベック
三男	グスタブス・アールフス	・フルベック
四男	フゴ・アルソル	・フルベック
五男	ベルナルド	・フルベック
長女	エマ・ジャポニカ	・フルベック
二女	エレノル	・フルベック

右者帝国内ニ於テ、帝国臣民同様帝国ノ

法律規則ヲ遵守スルノ義務アル者ニシテ

明治二十四年七月四日ヨリ明治二十五年七月三日ニ至ル迄

帝国臣民同様帝国内ヲ自由ニ旅行シ、

各地ニ滞在居住スルコトヲ准許ス。

明治二十四年七月四日 外務省

印<sup>註38</sup>

このようにしてヴァーベックは日本の政府の保護の下に置かれることとなった。それは日本国籍を取得し、日本の臣民として保護を受けるものではなく、「無籍人」という法的地位に置かれた「異例」の措置であった。W・E・グリフィスが“Verbeck of Japan”と題するヴァーベックの伝記の副題に“A Citizen of No country”としたように日本の政府の保護の下に置かれたものの国籍は喪失したままであった。日本各地を伝道し（信州佐久地方での伝道先で、揮毫を求められて、毛筆で“God is Love!”と書いたというエピソードを残している<sup>註39</sup>）、一八八三年四月には大阪での宣教師会議で「日本におけるプロテスタント・ミッションの歴史」（“History of Protestant Missions in Japan”）の演説を行った。この演説は出版され、今日でも日本のプロテスタント史の基本文献となっている。また明治学院の創立に寄与し、設立後は理事として活躍している。一八九七年に体調を崩し、翌年三月十日自宅で食事中に狭心症による心臓麻痺で死去した。

(5)

ヴァーベックの死を悼んで、植村正久は「福音新報」に『四十年間の勤勞』と題して次のように述べている。

先生は日本基督教の歴史に關係すること頗る廣し。決して一教會一宗派の人物に非ず。實に日本基督教徒共通の師父として尊敬すべき人なり。其の生命は最も多く日本のために費され、其の同情は日本の進歩と甚だ親密にして、其の發達を樂むこと老父が兒孫の榮行く末に於るよりも切なるものありき。先生の人に對して禮を重んずる、客を愛すの情に富める、其談話趣味多くして、滑稽時として人の頤を解かしむるが如き、博聞強記にして生ける百科全書の如くなる、其の日本語を解し、且つ之を使用するに妙を得たる如きは、世人の熟知する所なり。其の弱を扶けて強きを挫き、多數の壓制を惡みて、常に小數者を憐み、屢ば判斷を誤るほどに之に同情を寄せ、極めて神學上の保守家の如く見ゆると同時に、此人にして此考へありと喫驚するほどに進歩的思想を有するが如きに至りては、世間之を知らざる者多かるべし。先生をして今少し大膽にして勇氣に富ましめば、或は進歩的基督教の一勇將と見做さるるに至りしやも知るべからず、先生が會議、相談、委員會等を不思議なほど忌み嫌ひて、成るべく之を避けんとしたるが如き、其の友人が微笑を洩らしつゝ、涙と、もに紀

念する所なるべし。先生は日本基督教會の創立には左まで活潑なる關係を有する者に非ず。其の歴史の半途より客將として之に加はりたるものにて、未だ會で十分之一致せられたることなし。先生は如何なる事柄にも顧問的の客將にして、正面に立つが如きは寧ろ其の好まざる所、否其の天性の許さざる所なりしならん。先生は一個の愛すべき好紳士なりしと雖も、盤根錯節に處し、手腕を揮ひて、思ひ切つたることをなすの人物に非りしなり。其の葬式に臨みて、同勞者の一人なるゼームス・バラ氏が、博士フルベッキはエノクの如く神と共に歩みたれど、走りたる人に非ずと言ひしは、善く先生の平生を叙べたるものといふべし。其の信仰は靈界の絶高所に登らず、また其の深淵にも潜り入らず、平隱にして大いなる變化なく、靜に神を信じ、基督を愛して、其の命ぜられたる事業に忠實を盡し、片時も倦むことを知らざりしなり。バラ氏が彼は人に求めしことなく、常に人に求められたりと評せしは、其の多く有したる美德の一を示せるものなり。先生の如く朝野に知己を有すること多き人は少からざるべし。然れども何人も先生が權に媚び、自らの地位を求めて、聞達を博するに汲々たりしを思ひ出すこと能はざるべし。晩年に至り、先生の舉動或は日本基督教徒の精神と趨勢とを誤解せしものあるかの如く、何となく遺り感しく感ぜらるゝ者なきに非ずと雖も、何人か先生の徳を慕ひ、其の精神を愛し、其の心事に感服せざるものあらんや、先生は日本基督教會の全體は言ふを待たず、其の死に至るまで忠義を盡されたる基督を信する凡てのもの、胸中に、恩人としていつまでも敬慕せらるべし。特に才力なくして人に棄てられんとし者、多數と相容れずして心細く感ぜし者、僻遠の傳道地に在りて苦戦しつゝ、時として失望落膽の淵に沈まんとせし者の中には先生の知遇と援助とを記憶して、其の死を悲しむものも多かるべし。豪傑にあらず、思想家にあらず、また神秘的の要素に富みしもあらず、壯烈なる意志ありしにもあらず、傳奇的の精神胸に躍りしもあらず。然れども平靜にして神に事へ諄々道を説て倦まず、謙遜にして敢て自らを推薦するを厭ひ、無事の宗教を實踐し、退隱せるが如き境遇に在りて、意外に廣き事業をなせる基督教的好紳士は誰も期せざる時に溘焉世を去りぬ。記者の如きは先生の書齋に之と筆硯を共にし、談笑し、議論し、否な多く教へられたる記憶今更の如く甚だ鮮かなり。豈に哀悼の念に堪ふべけんや。實に先生の死は多くの人に取られてパーソナル・ロッズなりと謂はざるべからず。<sup>註40</sup>（『福音新報』明治三十一年三月）

また井深梶之助は、ヴァーベックの性格について次のように語っている。

終に臨み、謹んで先生の性行に就て一言せんと欲す。然れども吾人は殊更に賞讃の辭を列ねて、先生の功德を頌表するの要を見ざるな



り。何となれば先生平素の言行と其生涯の履歴とは、既に其美德を彰はして餘あればなり。嗚呼誰か一次たび先生に接して、其温厚篤實の君子たることを感ぜざるものあらんや。誰か一次たび先生の論議を聴きて、其博識卓見の學士たることを認めざるものあらんや。誰か一次たび先生の演説を聴聞して其能辯に驚かざるものあらんや。誰か一次たび先生の履歴を読んで、其教會と國家とに大功あること疑ふものあらんや。嗚呼先生の死や、獨り親戚朋友の不幸に非ず。敢えて基督教會と日本國との不幸なりと斷定するを憚らず。吾人は今此思寄らざる不幸に際して痛惜の情に堪へず。日本國中先生幾萬の知己朋友を代表して、先生の御遺族方に對して、眞實の同情を表せんと欲するなり。然れども吾人は哀悼の情に耐へざると同時に明治創業の時に當りて、天地の主たる神は、先生の如き人物を日本に遣して、爾來四十年一日の如くに教會の爲國家の爲に盡力して其功を成さしめ玉ひしことを思へば、實に感謝の念亦禁ずること能はざるなり。

先生今や逝矣。然れども其功は尚存して長く國家に益すべし。曾て先生が薰陶したる人物は、今尚朝に野に樞要の地位に在り。先生が刻苦丹誠したる詩篇は幾百年の後に至るまで、益す多くの日本人に愛讀せらるべし。先生が南船北馬、夜に日を繼ぎて傳播したる福音の種は、必ならず發生して或は十倍となり、或は六十倍となり、或は百倍とならん。

キリスト曰く嗚呼善且忠なる僕よ、汝の主の喜に入れよと。先生や此世に在りて實にキリストの忠僕たりき。然らば則ち既にキリストより此賞詞を賜はりたるや疑を容れざるなり。<sup>註41</sup>（『福音新報』明治三十一年三月）

二つの哀悼文はヴァーベックの生涯と性格を端的に物語るものである。

彼が日本にあたえた影響を考えるならば、近代國家の枠組み、とりわけ立憲政治と個人の内面の自由の確立（『信教の自由』および國際化という國家制度にかかわるものと、國家的規模でなされた人材育成、學校制度の確立と優秀な教職者の招聘と留學生の派遣、國際的視野での政治の確立のための要人の使節の派遣、……といういわば國家を背景にした事業の推進にとどまらず、旧約聖書の翻訳・校訂、キリスト教の伝道、明治學院の創立と運営、……という宗教者としての活躍の二面に表れている。

幕末のキリスト教嚴禁という日本に渡來した、一宗教者が國家の樞要に関わるようになった理由は、直接的には彼が伝道禁止の中で行った教育活動であり、間接的には彼の幼少期に培われた資質と性格であった。オランダという小國に生を享け、モラビアン派に属し、ヨーロッパでの鉄道敷設がなされた頃に育ち、新生アメリカでの自己の青春の夢の実現を考えた……こうしたことが彼の人格として結実していた

ものである。小国オランダに生を享けたことは、コスモポリタンの性格を色濃くし、ヨーロッパの言語を習得していたばかりでなく、ヘブライ語・ギリシヤ語もでき、聖書の原典も読解できたし、海外伝道に熱心で、制度とか国とのコンタクトより内心の敬虔さを重視するモラビアン派に属し、鉄道敷設という象徴的な事件に表れる技術の優位が芽生える時に、工学教育を受け、信仰の自由を確立しつつあったアメリカに渡航する……こうした事が相俟って、幕末日本での英学の教師としての名声を博する教育につながったものといえよう。<sup>註42</sup>

幕末以来多数の外国人が日本を訪問し、居住し、種々の事業を行った。彼らの中には宗教家も少なからずいた(別表6参照)。宗教家として日本に渡来してきた彼らの行った事業の重要なものとして教育や医療や福祉が挙げられよう。特に教育に関しては、布教のために幾多のミッション・スクールが創立された(別表7・8・9参照)。早期に創立されたミッション・スクールはプロテスタント諸派の手によるものが多く、その教育事業への熱意が感じられる。魂への働きかけの表われとして、教育事業に力を注いだものであろう。

日本の近代化の推進に多大な影響を与えたヴァーベックは宗教者であった。宗教者としての活躍以上に、「お雇い外国人」としての活躍が目立った人物であった。彼が日本の近代化に与えた影響は、宗教者としての信念に基づくものであったといっても過言でなからう。その背景に進歩を映しつゝ活動していたことも。

(完)

## 註

- 1 中江兆民 『三酔人経綸問答』一七七頁―一七八頁
- 2 William Elliot Griffiths, "Verbeck of Japan" p. 62
- 3 William Elliot Griffiths, *ibid.* p. 62
- 4 山本秀煌 『日本基督教教会史』六八頁―七二頁(『日米文化交渉史』3 宗教・教育) 所収の岸本英夫編 『宗教篇』三八頁より孫引)
- 5 山本秀煌 『日本基督教教会史』七一頁(『日米文化交渉史』3 宗教・教育) 所収の岸本英夫編 『宗教篇』三八頁より孫引)
- 6 植村正久 『福音新報』第四十三号(『日米文化交渉史』3 宗教・教育) 所収の岸本英夫編 『宗教篇』三八頁より孫引)
- 7 高谷道夫編訳 『フルベッキ書簡集』二五〇頁―二五一頁
- 8 高谷道夫編訳 前掲書 二五六頁―二五七頁
- 9 高谷道夫編訳 前掲書 二五九頁―二六三頁

- 10 高谷道夫編訳 前掲書 二六四頁
- 11 高谷道夫編訳 前掲書 二八〇頁
- 12 高谷道夫編訳 前掲書 二八一頁～二八五頁
- 13 三宅片鉄著『華山先生略伝補』(海老澤有道著『日本の聖書』八八頁より重引)
- 14 小澤三郎著『幕末明治耶蘇教史研究』三三八頁～三四〇頁。太政官諜者は、明治初年に弾正台が、適時必要に依じて各方面に派遣した秘密の探索者である、弾正台諜者が官制改革により、司法省諜者を経て、生まれたものである。弾正台諜者規則では
- 一 諜者ヲ四出シ他ノ善行奸謀ノ伏匿スル者ヲ搜索シ其確証ヲ得セシムル事
- 但シ諜者ヲ出スハ本台ニ在ルトイヘドモ關係ノ重且大ナル者ナレハ一人ノ私意ノミニテハ弊ナシト云フヘカラス 故ニ他ノ一人ニ談シ置キ差出スヘキ事
- と定め、更に諜者が尹弼に提出すべき、姓名名花押等を記した「盟約」には
- 台中ノ法則嚴重相守戮力同心台政ヲ奉シ機密ニ於テハ骨肉ト雖モ漏洩有之間敷親盟約違乱無之者也書
- と定められていた。關信太郎は、一八四三(天保一四)年に三河国幡豆郡一色村の東本願寺派安休寺に生まれ、一八八〇(明治一三)年四月に死亡した。一八六八(明治元)年秋頃、本山から護法掛長崎出役を命ぜられ、イギリス教会宣教師エンソル・Gの下に出入し探索に従事する。翌年には大阪に、更に七〇年には横浜に移り、弾正大忠渡邊昇の内命を受けて横浜在留の宣教師たちの言動を探り、七一年弾正台廃止後は改めて太政官諜者に任ぜられて安藤劉太郎の偽名でヘボン・J・Cやバラ・J・Hらに接近した。七二年三月一〇日の日本基督公会の設立に当たってはバラから受洗し、引続き九月まで探索報告を太政官に送り、七月以降は關信太郎と改称している。九月中旬に、法主光瑩の渡欧に、關信三と称して随行した。のち一行と別れてロンドンで英学を学び、七四年に帰国している。東京女子師範学校長中村正直に接近して英語教師となり、七六年同校付属幼稚園設立に監事として主任保母松野クララと共に関与した。こうした関係から『幼稚園記』(全四卷)、『幼稚園二十遊嬉』、『幼稚園創立法』などの訳編を刊行している。七九年病を得て退職し、やがて没した。彼の使用した名前は上記のほか安休寺猶龍、關一郎がある。諜者としては最高の上等諜者であった。
- 15 小澤三郎著 前掲書 二九〇頁～二九一頁。小澤氏はこの諜者某を筆跡、内容から正木護と推定している。諜者正木護は生没年不詳で明治初年の太政官諜者である。本願寺派光永寺の僧で隆瑞と称した。早くから護法排耶に志し、長崎で天主教耶蘇教を内偵し、その近海の島々も探索した。一八七一(明治四)年冬頃、太政官下等諜者に任ぜられ、桃江正吉と偽称して横浜の婦人宣教師ピアソン・L・Hに接近した。翌年三月日本基督公会が設立されると、四月二八日バラから受洗して入会した。その後、奥野昌綱の受洗や、横浜宣教師会議の模様などを太政官に報告している。七三年三月からは東京築地鉄砲洲にカラゾルス・Cが設けた耶蘇教書肆の店員となり信者の動向を報じた。同年九月には小川義綏らとともに東京基督公会(新榮教会)設立発起人のひとりとなっている。しかし、その後の消息は知られず、七九年九月に公会から除名されている。
- 17 小澤三郎著 前掲書 三二八頁～三二九頁

- 18 『基督教新聞』明治廿一年二月号所載(佐波巨『植村正久とその時代』第四卷一一六頁～一一九頁より孫引)表6として海老澤有道の『日本の聖書』に掲げられた翻訳委員会議による分冊旧約聖書の刊行時期を掲げておく。
- 19 高谷道夫編訳 前掲書 二八五頁
- 20 高谷道夫編訳 前掲書 二八七頁
- 21 高谷道夫編訳 前掲書 三一三頁～三一四頁
- 22 高谷道夫編訳 前掲書 三一七頁
- 23 高谷道夫編訳 前掲書 三一四頁～三一五頁
- 24 元田作之進著『老監督ウイリアムス』二三五頁～二三六頁(海老澤有道 前掲書二一六頁より孫引)
- 25 昭和女子大編『近代文学研究叢書第3巻』G・F・ヴァベック」二七三頁
- 26 昭和女子大編 前掲書 二七三頁～二七四頁
- 27 新約聖書 詩篇つき 一九五四年改訂版より
- 28 聖書 旧約聖書続編つき(新共同訳)より
- 29 昭和女子大編 前掲書 二七四頁
- 30 昭和女子大編 前掲書 二七五頁
- 31 新約聖書 詩篇つき 一九五四改訂版より
- 32 浅野順一著『詩篇―古代へブル人の心―』八一頁～八二頁
- 33 聖書 旧約聖書続編つき(新共同訳)より
- 34 高谷道夫編訳 前掲書 三二七頁～三三一頁
- 35 高谷道夫編訳 前掲書 三三三頁
- 36 高谷道夫編訳 前掲書 三三四頁～三三六頁
- 37 高谷道夫編訳 前掲書 三三七頁～三三八頁、William Elliot Griffis, *ibid* pp. 327～328
- 38 佐波巨『植村正久とその時代』第一卷二九八頁～二九九頁より孫引(参照高谷道夫編訳 前掲書 三三八頁～三三九頁)および William Elliot Griffis, *ibid* pp. 328～331
- 39 高谷道夫・太田愛人『横浜バンド史話』九九頁
- 40 佐波巨『植村正久とその時代』第一卷二八九頁～二九一頁より孫引
- 41 佐波巨『植村正久とその時代』第一卷二九六頁～二九七頁より孫引
- 42 高谷道夫・太田愛人『横浜バンド史話』八五頁